

有機農業をめぐる事情について

令和7年3月

農林水産省

中国四国農政局 生産部

みどりの食料システム戦略（概要）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

Measures for achievement of Decarbonization and Resilience with Innovation (MeaDRI)

令和3年5月
農林水産省

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画

 「Farm to Fork戦略」(20.5)
2030年までに**化学農薬の使用及びリスクを50%減**、**有機農業を25%に拡大**

 「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)
2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

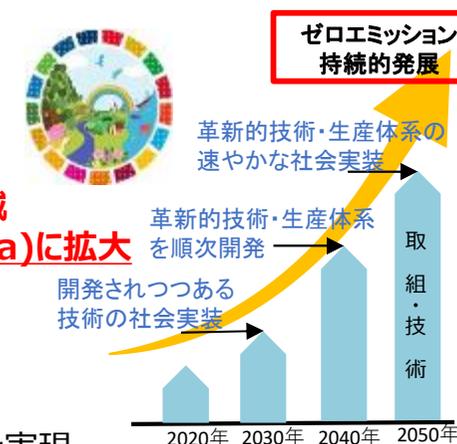
2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により**化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減**
- **輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減**
- 耕地面積に占める**有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大**
- 2030年までに**食品製造業の労働生産性を最低3割向上**
- 2030年までに食品企業における**持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す**
- **エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大**
- **ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現**

戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）
2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

- ※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。
2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。
補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。
- ※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。
地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。



期待される効果

経済 持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

社会 国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

環境 将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承

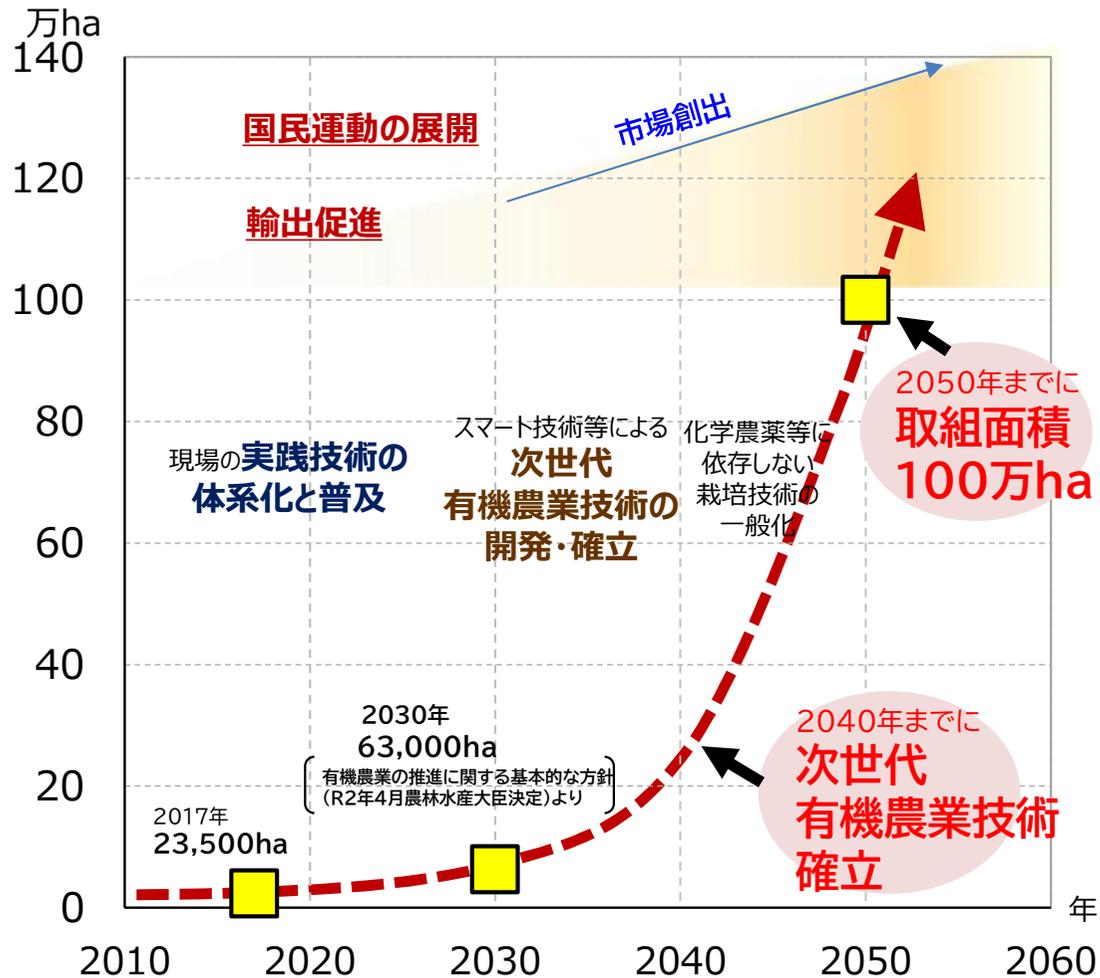
- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

有機農業の取組の拡大

目標

- ・2050年までに、オーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を**25%（100万ha）に拡大**（※国際的に行われている有機農業）
- ・2040年までに、主要な品目について農業者の多くが取り組むことができる**次世代有機農業技術を確立**



有機農業の推進に関する基本的な方針

推進及び普及の目標

- 10年後（2030年）の国内外の有機食品の需要拡大を見通し、生産および消費の目標を設定。

有機農業の取組面積

23.5千ha(2017)→**63千ha** (2030)

有機農業者数

11.8千人(2009)→**36千人** (2030)

有機食品の国産シェア

60%(2017)→**84%** (2030)

有機食品を週1回以上利用する者の割合

17.5%(2017)→**25%** (2030)

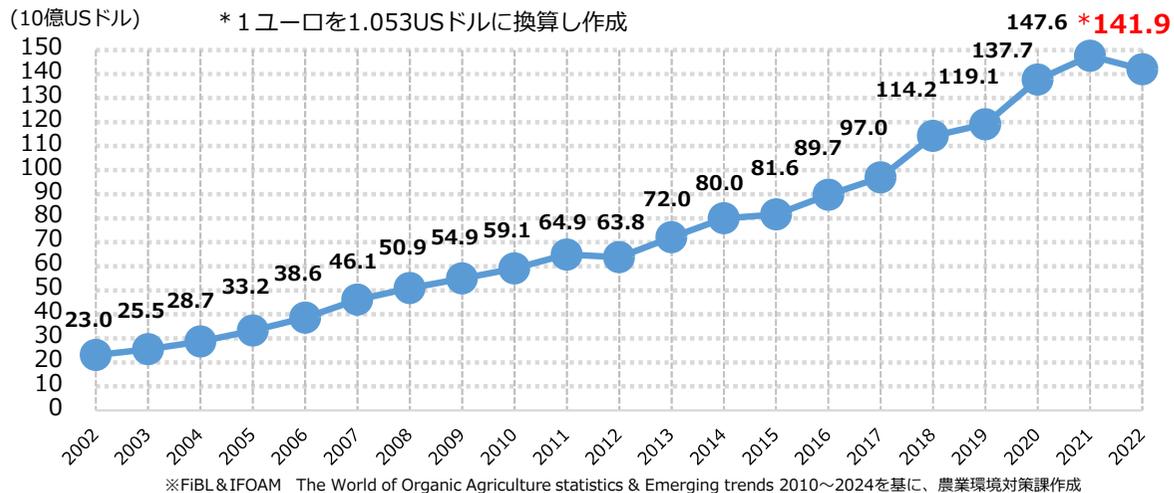
推進に関する施策

- **人材育成**
- **産地づくり**
- **販売機会の多様化**
- **消費者の理解の増進**
- **技術開発・調査**

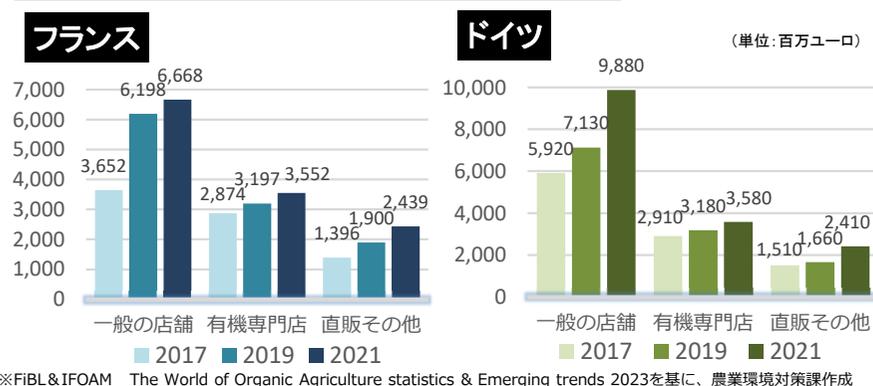
有機食品市場 ①世界の状況

- ▶ 世界の有機食品売上は増加傾向にあり、2022年では約1,419億ドル（約18.7兆円/1ドル=132円）。
- ▶ 米国の売上は8兆円超、独は2兆円超、中国、仏は1兆円超。日本は中国に次いでアジア2位、世界では13番目の有機食品市場規模（2022年）。
- ▶ ドイツやフランスでは、有機食品の売上げは一般の店舗が最大。ドイツではここ2年の伸びが顕著（2021年）。
- ▶ 1人あたりの有機食品消費額の世界平均は2,346円(17.0ユーロ)、スイスや北欧諸国で高い傾向（2022年）。

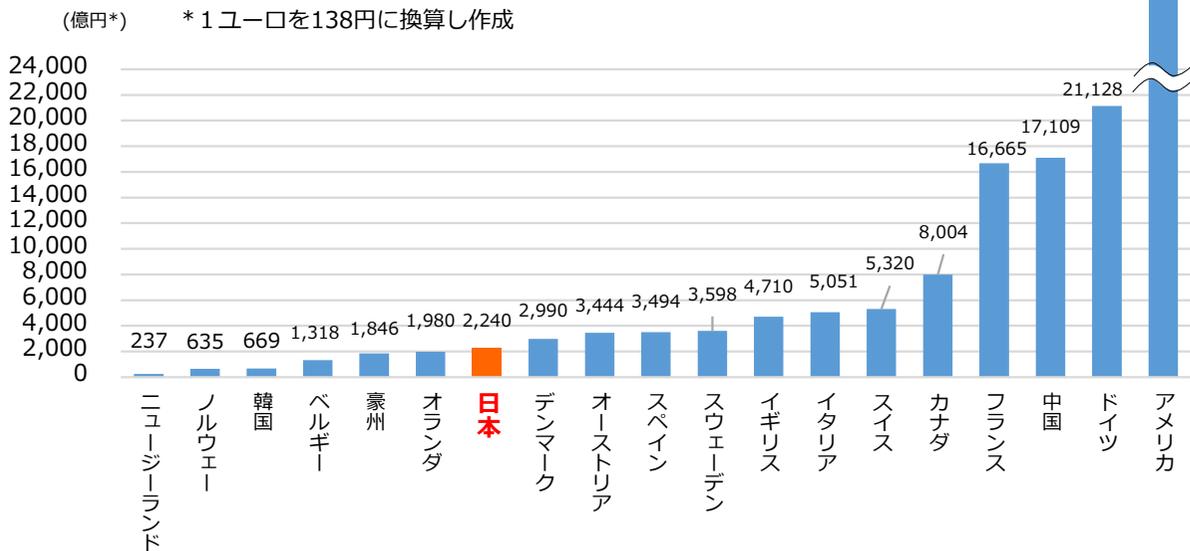
世界の有機食品売上の推移



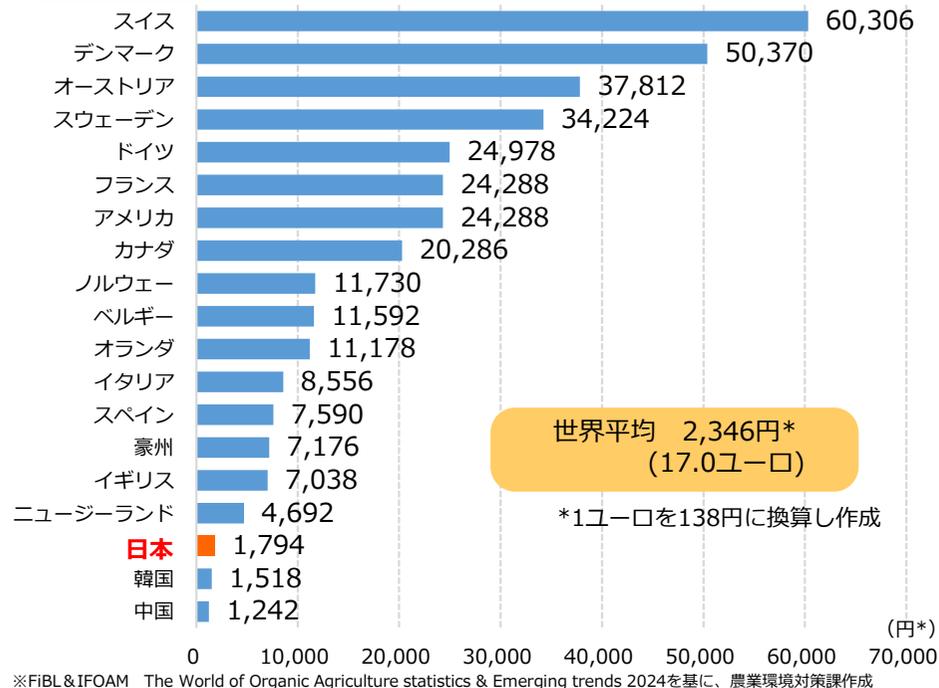
欧州各国の小売業態別有機食品売上の推移



国別の有機食品売上額(2022年)



国別1人あたりの年間有機食品消費額 (2022年)



有機食品市場 ②日本の状況

- ▶ 我が国の有機食品の市場規模は、消費者アンケートにより、2009年に1,300億円、2017年に1,850億円、2022年に2,240億円と推計。
- ▶ 2022年の調査では、週に1回以上有機食品を利用する消費者は32.6%。

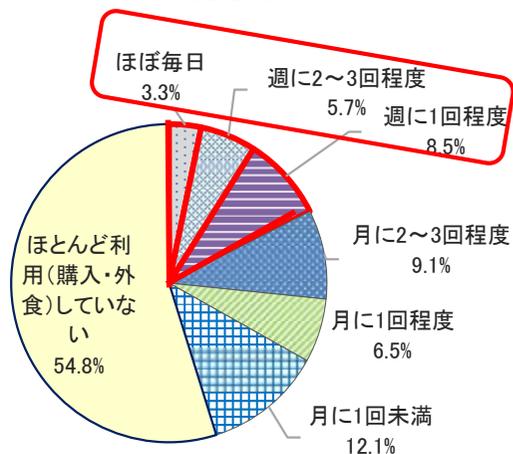
我が国の有機食品市場規模の推計状況 (消費者アンケートに基づく)

推計年度	2009年	2017年	2022年
日本全国の有機食品市場規模の推計値 (円)	1,300億円	1,850億円	2,240億円

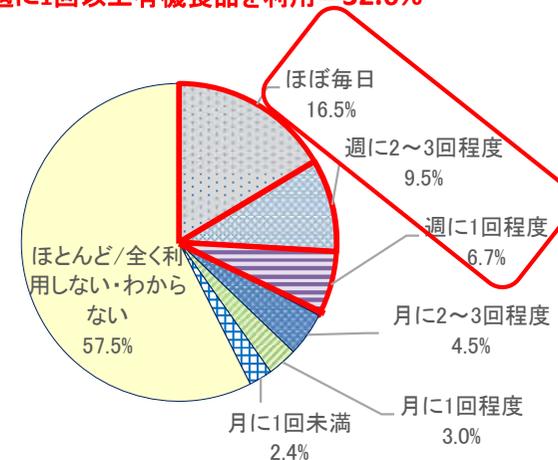
※2009年は、IFOAM ジャパン/オーガニックマーケットリサーチプロジェクトによる推計を、2017年は、農林水産省「有機食品マーケットに関する調査」による推計、2022年は、農林水産省「有機食品市場規模及び有機農業取組面積の推計手法検討プロジェクト」による推計を基に、農業環境対策課作成

消費者アンケート調査の結果

2017年
週に1回以上有機食品を利用=17.5%



2022年
週に1回以上有機食品を利用=32.6%

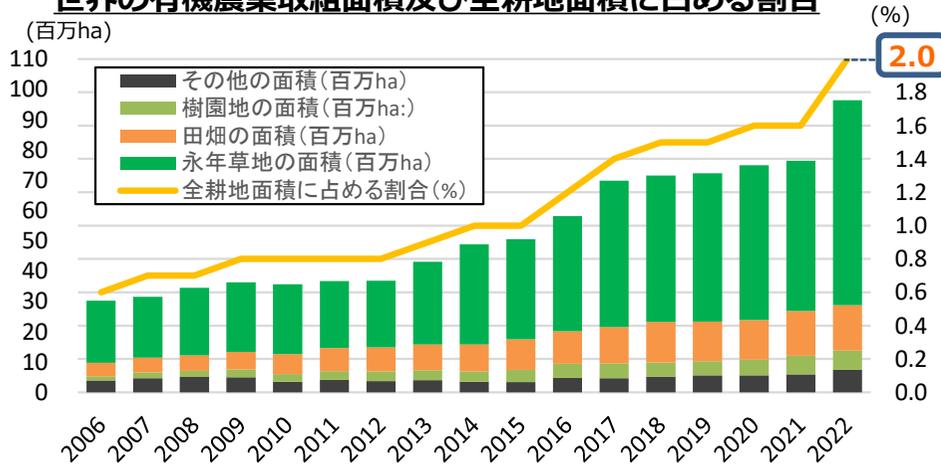


農林水産省「有機食品市場規模及び有機農業取組面積の推計手法検討プロジェクト」から、農業環境対策課作成

有機農業の取組面積 ①世界の状況

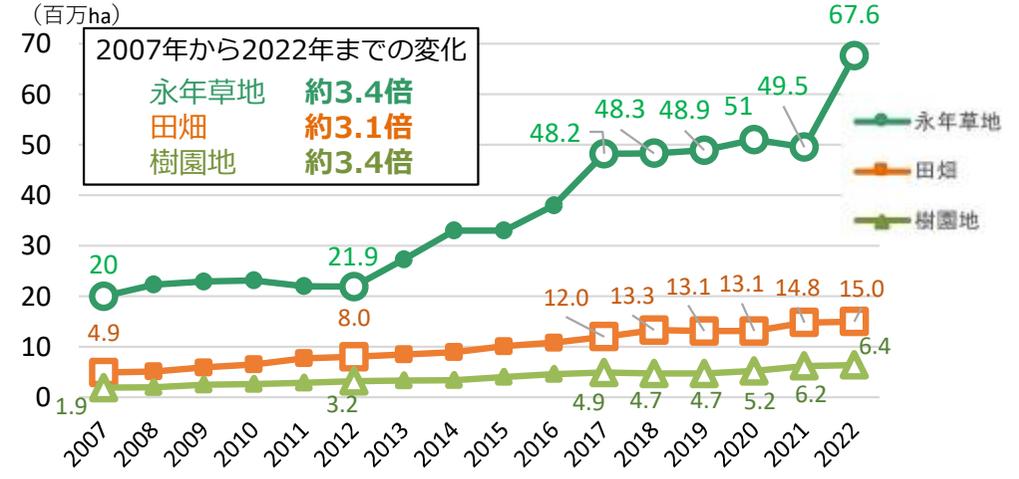
- 世界の有機農業の取組面積は過去15年間で約3倍に拡大し、2022年では約96.4百万ha、全耕地面積に対する有機農業取組面積割合は約2%。ここ10年程度は永年草地の拡大が顕著。
- 有機農業の取組面積割合は、欧州諸国では高い一方、アメリカや中国は低く1%に満たない。
- 有機農業取組面積に対する栽培品目・地目別の割合について、日本は欧米に比べて田畑の割合が高く、草地の割合は同様の傾向。

世界の有機農業取組面積及び全耕地面積に占める割合



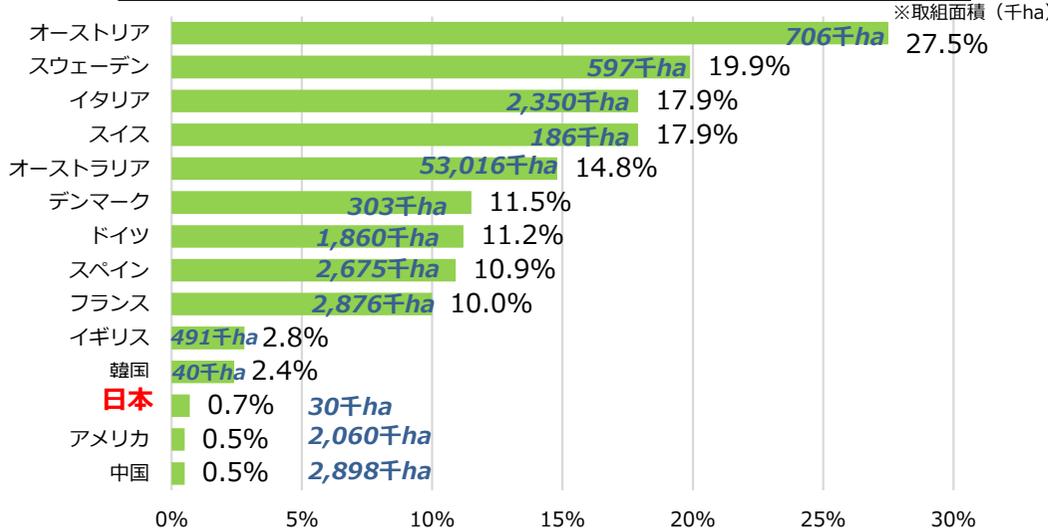
※FIBL&IFOAM The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2024を基に、農業環境対策課作成

世界の地目ごとの有機農地面積の変化



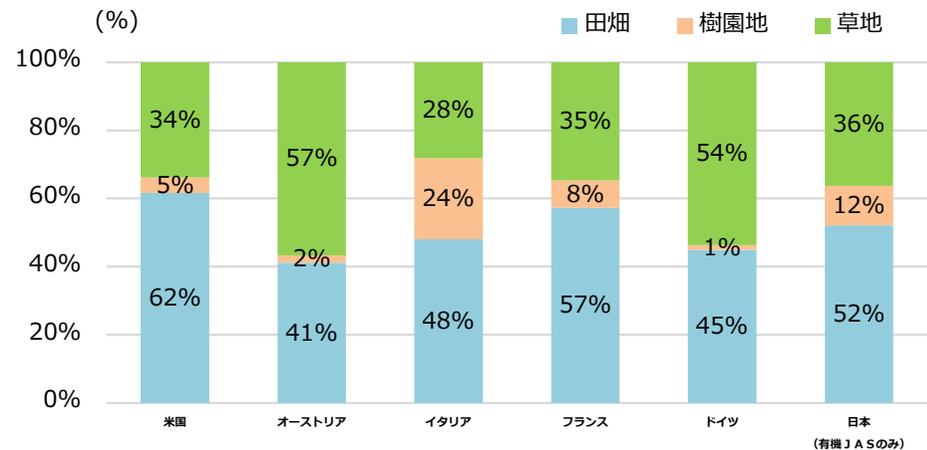
※FIBL&IFOAM The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2024を基に、農業環境対策課作成

耕地面積に対する有機農業取組面積と面積割合 (2022年)



注1: FIBL&IFOAM The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2024を基に、農業環境対策課作成。
注2: 日本は、有機JAS認証を取得していないが国際水準の有機農業が行なわれている農地面積を含む。

各国の有機農業面積に対する地目別の割合 (2022年)

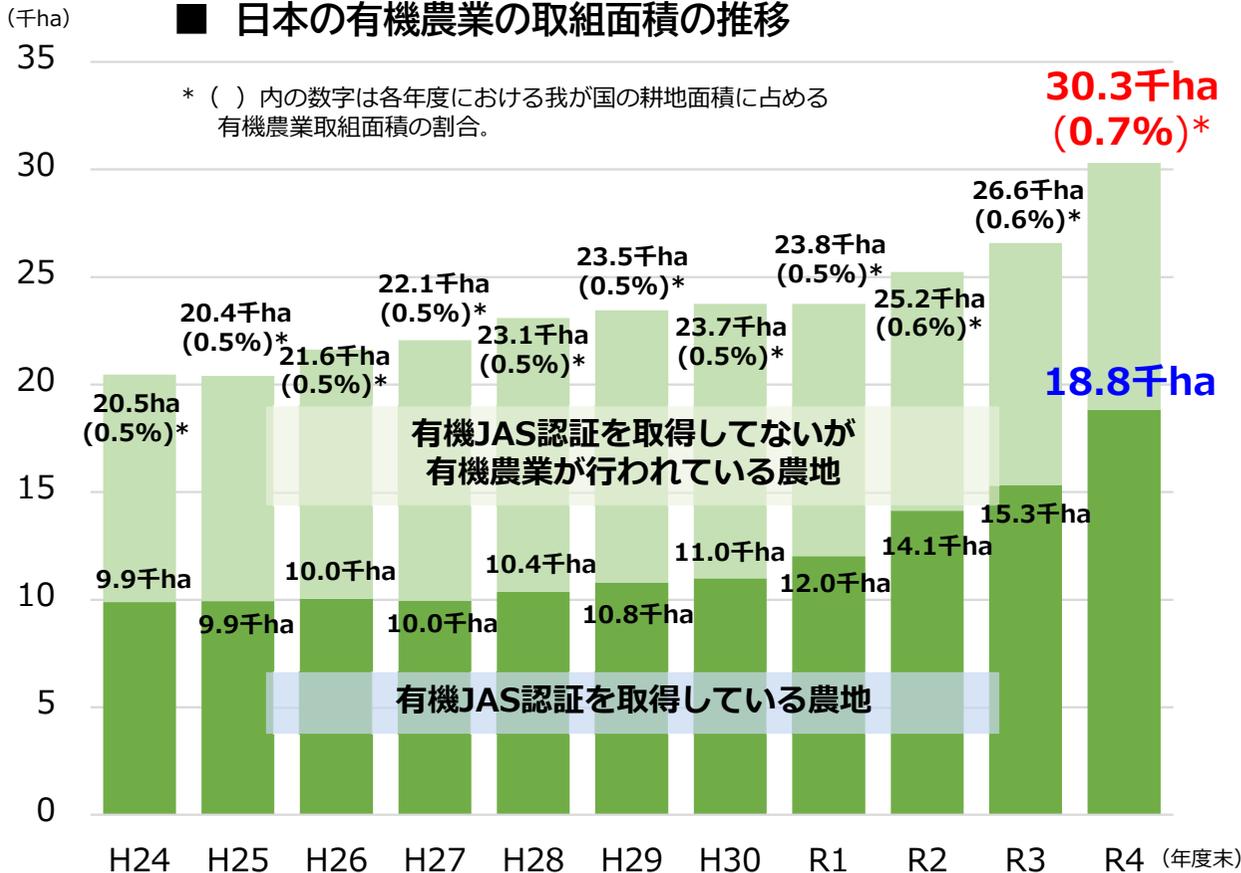


※FIBL&IFOAM The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2024を基に、農業環境対策課作成

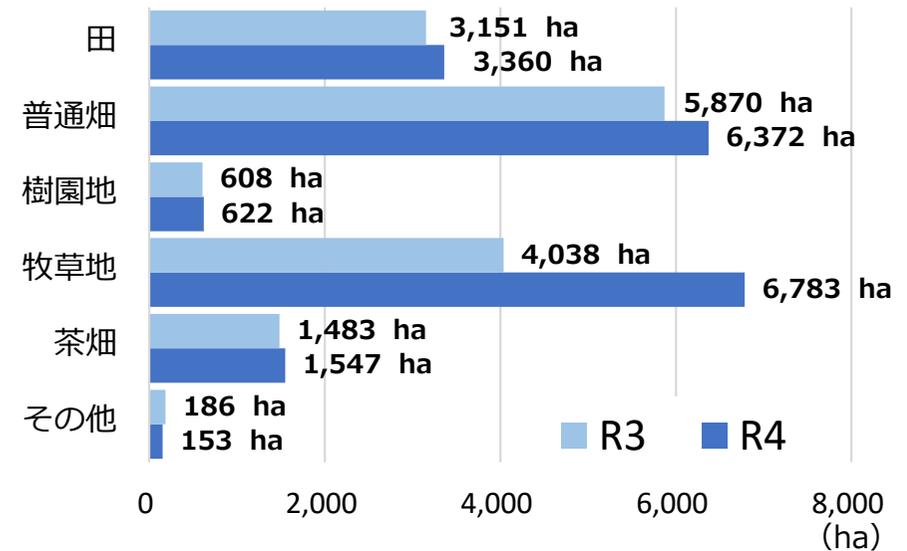
有機農業の取組面積 ②日本の状況

- 日本の有機農業の取組面積は拡大傾向にあり、特に有機JASは10年で9割拡大。
- 地目別では、主に牧草地や普通畑で拡大。

日本の有機農業の取組面積の推移



有機JASの地目別面積の推移 (R3年度→R4年度)



地目別で、有機JAS面積の伸びの大きい都道府県 (R3年度→R4年度)



有機農業取組面積は10年で**48%**増加
 H24 20.5千ha → R4 30.3千ha

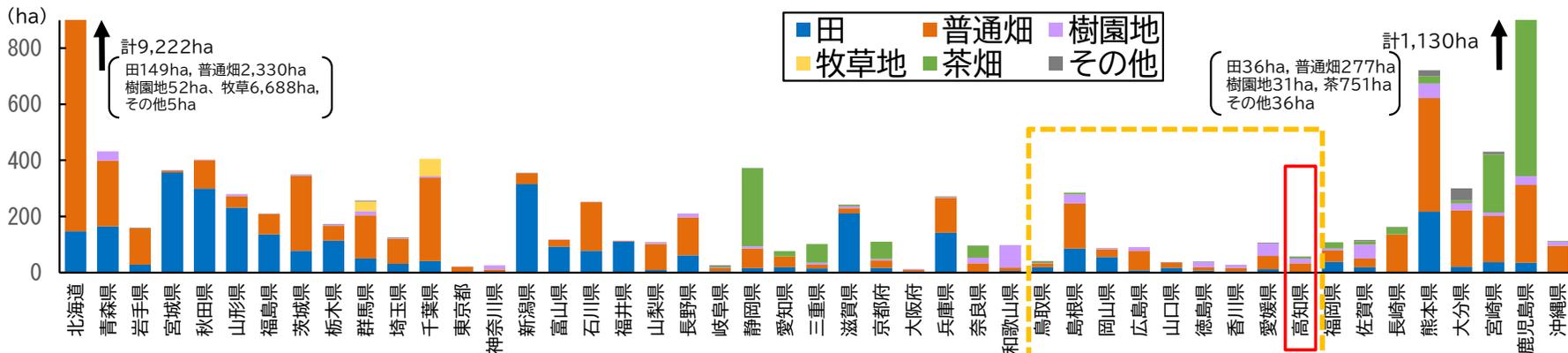
有機JAS認証取得面積は10年で**90%**増加
 H24 9.9千ha → R4 18.8千ha

※ 有機JAS認証を取得しているほ場面積は「国内における有機JASほ場の面積」から引用。有機JASを取得していない農地面積は、農業環境対策課による推計（注：H25、26年は、「平成22年度有機農業基礎データ作成事業」（MOA自然農法文化事業団）の調査結果からの推計又は都道府県からの聞き取りにより推計、H27年度以降は、都道府県からの聞き取りにより推計し、農業環境対策課にて取りまとめ。）
 ※ 有機JAS認証を取得している農地は、4月1日時点の数値を集計しているため、本グラフにおいては前年度末（3月31日）時点のデータとして記載。（例：令和4年度末（令和5年3月31日）の有機JAS認証を取得している農地の数値は「国内における有機JASほ場の面積（令和5年4月1日現在）」から引用）

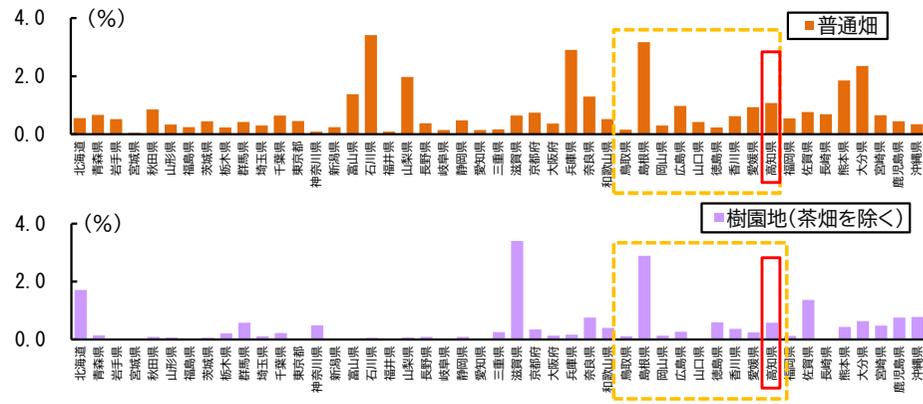
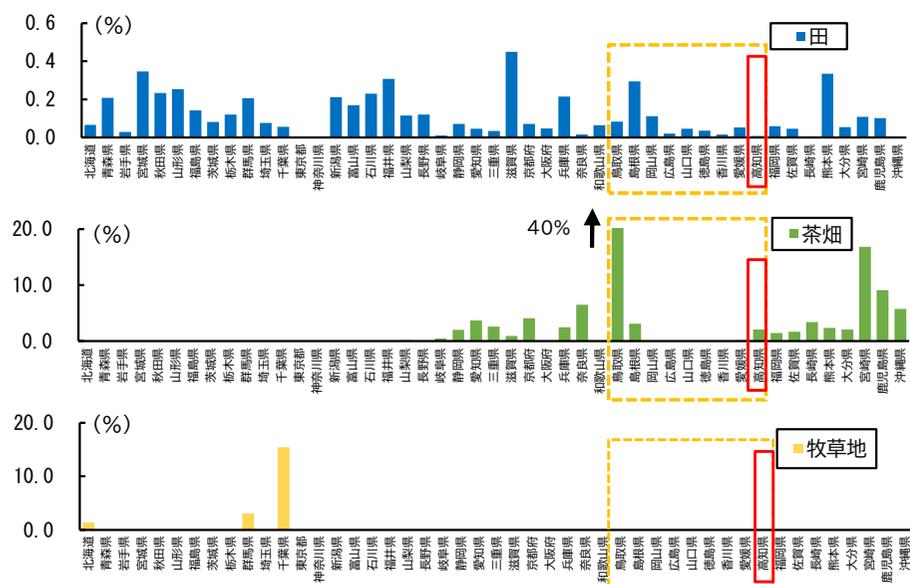
有機JAS認証取得農地

- ▶ 令和4年度時点で、有機JAS圃場の49%が北海道に、6%が鹿児島県に、4%が熊本県に存在。
- ▶ 東北・北陸地域は水田が多く、九州は普通畑と茶畑が、関東は普通畑が多い傾向。
- ▶ 水田に占める有機JAS圃場の割合は0.5%未満だが、普通畑や樹園地では3%を超える県があり、茶では一部の県で栽培面積の1割以上が有機JAS圃場となっている。

■都道府県別の地目別有機JAS圃場面積(R4年度)



■都道府県別の地目別有機JAS圃場の割合(R4年度)

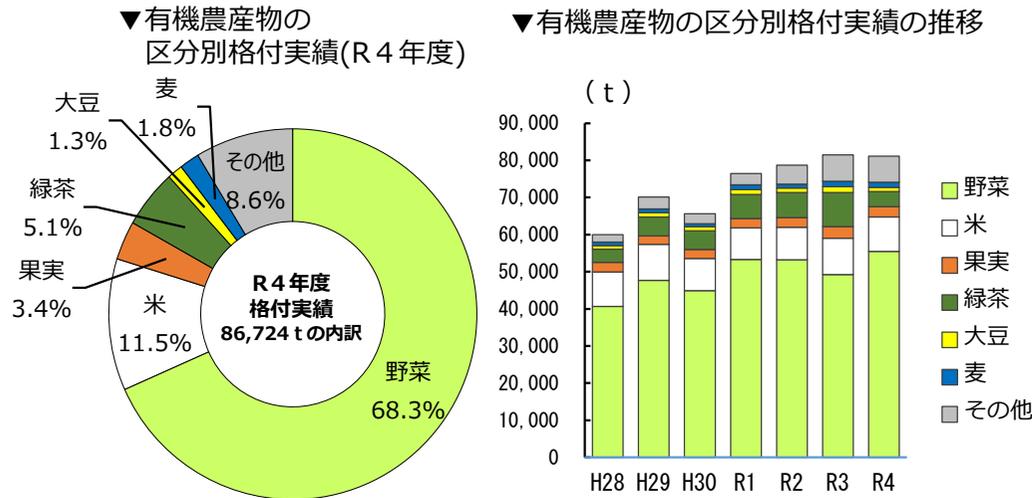


※有機JAS圃場面積は「有機農産物等の格付実績及び有機ほ場の面積」(農林水産省食品製造課)による。地目別有機JAS圃場の割合は、同面積を、田については「令和3年耕地及び作付面積統計」における「田畑別耕地面積」にて、普通畑、牧草地については同統計の「畑耕地の種類別面積」にて、茶畑については「作物別作付(栽培)面積」の茶栽培面積にて、樹園地については、「畑耕地の種類別面積」の樹園地から「作物別作付(栽培)面積」の茶栽培面積を引いた面積にて、各々除して算出。

有機JAS認証取得農産物の国内外での格付状況

- 令和4年度に国内で有機JAS認証を取得した農産物（格付けされた有機農産物）は年間約8万7千トンで、野菜が64%、米は12%。
- 国内の農産物総生産量のうち有機農産物が占める割合は、野菜は0.39%、米や麦、果実は0.1%程度であるが、茶は5%を超えており、大豆は0.45%となっている。
- 海外から日本に輸入される有機農産物は年間約5万トン（国内格付け数量の約6割）で、大豆、果実及びコーヒー生豆で約7割を占める。

区別格付実績（国内）



総生産量に対する有機JAS（国内）の割合*（R4年度）

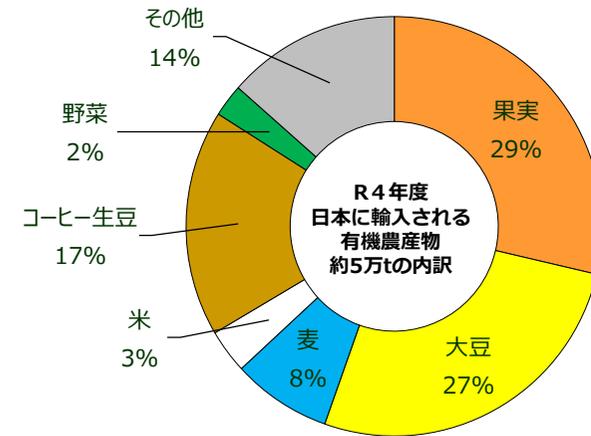
区分	総生産 (千t)	格付数量 (国内) (t)	有機JASの割合*
野菜	14,232	55,442	0.39%
果実	2,645	2,751	0.10%
米	8,073	9,318	0.12%
麦	1,210	1,420	0.12%
大豆	243	1,084	0.45%
緑茶(荒茶)	69.9	4,110	5.88%

* 各区分における国内総生産量に対する有機JAS格付数量の割合

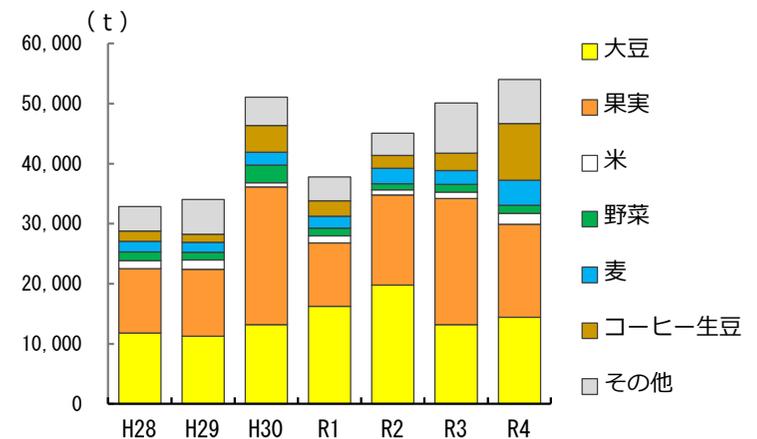
※農林水産省HP「有機農産物等の格付実績」及び「国内における有機JASほ場の面積」を基に農業環境対策課作成

日本に輸入される有機農産物

▼日本に輸入される有機農産物の内訳(R4年度)



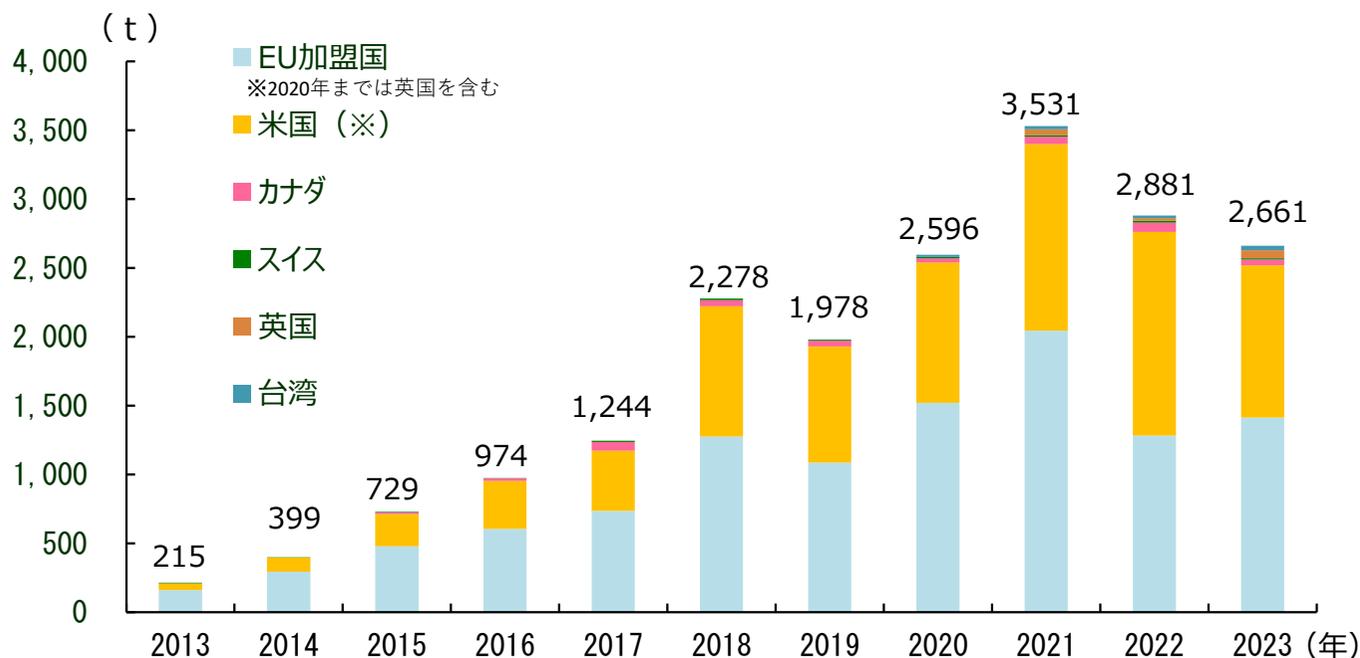
▼日本に輸入される有機農産物の推移



※農林水産省HP「有機農産物等の格付実績」及び「国内における有機JASほ場の面積」を基に農業環境対策課作成

有機食品の輸出の動向

米国、EU加盟国、英国、カナダ、スイス及び台湾向け有機食品輸出数量（同等性の仕組みを利用した輸出分）の推移



※農林水産省HP「同等性の仕組み等を利用した有機食品の輸出数量の推移」をもとに農業環境対策課作成
 ※米国向け輸出数量は、2013年分まではレコグニションアグリーメントに基づき農林水産省から認定された認証機関が取りまとめた輸出実績のみを集計。

<有機同等性が認められた場合>

日本の事業者は、JAS法に基づく認定を受ければ（有機JAS認証を取得すれば）、外国・地域の有機認証を受けずに、「有機」と表示した農産物等の輸出が可能です。

<有機同等性が認められていない場合>

日本の事業者は、外国・地域の有機認証を受けなければ、「有機」と表示した農産物等の輸出ができません。

2023年の主な有機食品の輸出数量*

*米国、EU加盟国、英国、カナダ、スイス及び台湾向け有機食品輸出数量（同等性の仕組みを利用した輸出分）の合計

品目	輸出数量
茶	1,585 t
こんにゃく	33 t
梅加工品	66 t
味噌	59 t
しょうゆ	524 t
食酢	131 t
納豆	47 t

輸出に関する各種情報

JETRO ポータルサイト

各国の基礎的なマーケット情報、規制を調べられます。



GFP 農林水産物・ 食品輸出プロジェクト

輸出に取り組む農林漁業者、生産者団体、食品事業者の交流のための枠組み。



(参考) 有機農産物の輸出にあたっては、輸出先国の残留農薬基準を確認しましょう。

有機JASで認められている農薬でも、輸出する際は、輸出先国の残留農薬基準値の確認が必要です

品目別の残留農薬基準値についてはこちら（輸出・国際局輸出支援課のページ）▶

※基準値は、調査時点の数値であり、その後変更されていることがあります。輸出前に輸出先国の関係法規を確認して下さい。



有機農業に取り組む生産者の状況

- ▶ 平成22年時点で有機JAS取得農家は約4,000戸、有機JASを取得せずに有機農業に取り組む農家は約8,000戸と推定。
- ▶ 新規参入者のうち有機農業に取り組んでいる者は2～3割と高い傾向。
- ▶ 令和4年時点で有機JASを取得している農家数は、北海道、鹿児島県で300戸以上、熊本県で200戸以上、10道県で100戸以上。総戸数は、経年的にやや減少しているが、令和4年度は約3,900戸。

有機農業に取り組んでいる農家数の推計（H22年度）

* () 内は総農家数に対する割合

全国の総農家数	2,528,000 戸
有機農業に取り組んでいる農家戸数	12,000 戸 (0.5%) *
有機JASを取得している農家戸数	4,000 戸 (0.2%) *
有機JASを取得していない農家戸数	8,000 戸 (0.3%) *

全国の総農家数は2010年世界農林業センサス、有機農業に取り組んでいる農家戸数は、平成22年度有機農業基礎データ作成事業報告書、表示・規格課（当時）調べ

新規参入者における有機農業等への取組状況（R3年度）

▼新規参入者のうち有機農業を実施する者の割合

	全作物で有機農業を実施	一部作物で有機農業を実施
平成22年	20.7%	5.9%
平成25年	23.2%	5.7%
平成28年	20.8%	5.9%
令和3年	16.9%	5.9%

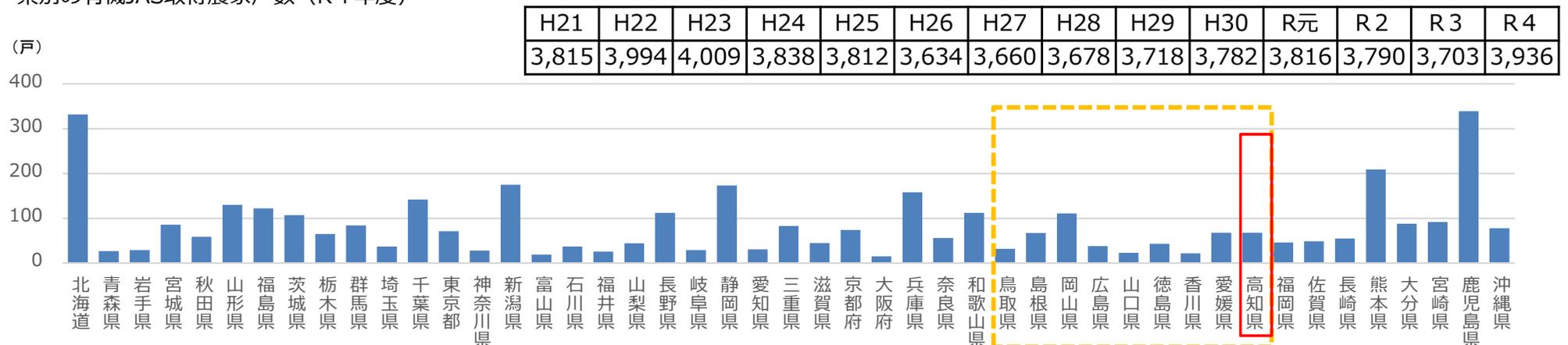
* 新規参入者とは、土地や資金を独自に調達（相続・贈与等を除く）し、新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者

※新規就農者の就農実態に関する調査（H22, H25, H28, R3 全国農業会議所 全国新規就農相談センター）に基づき農業環境対策課作成。本調査の調査対象は就農から概ね10年以内の新規参入者。

有機JASを取得している農家戸数（R4年度）

▼全国の有機JAS取得農家戸数（戸）の推移

県別の有機JAS取得農家戸数（R4年度）

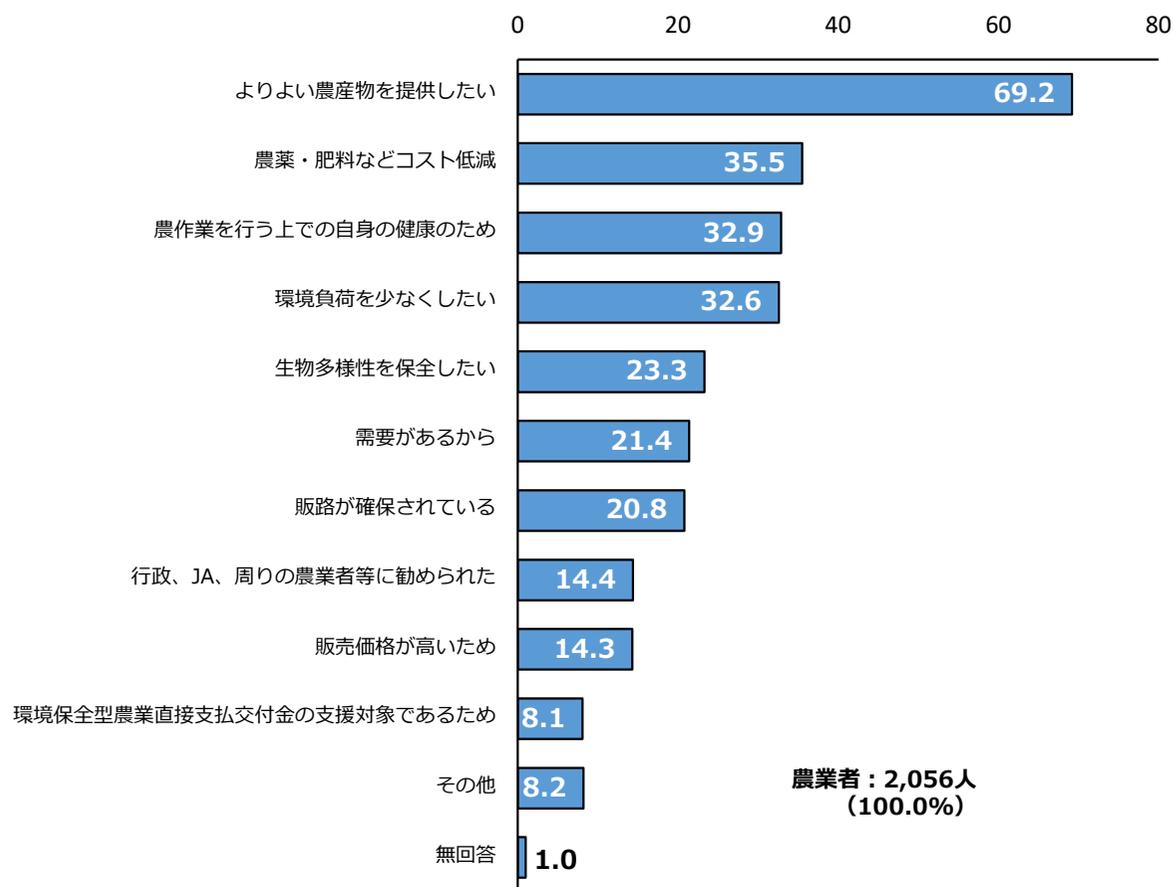


※農林水産省HP「県別有機認証事業者数」をもとに農業環境対策課作成

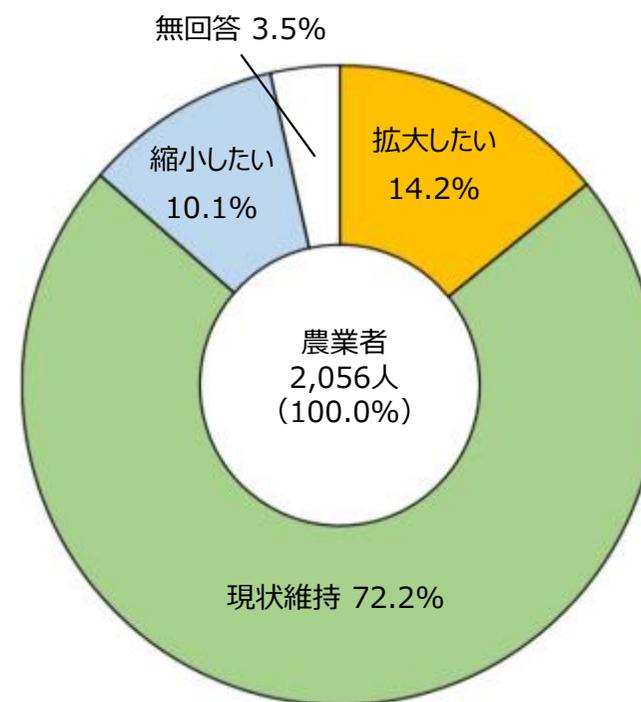
有機農業に取り組む生産者の意識

- 生産者が有機農業に取り組む理由は、「よりよい農産物を提供したい」が約7割で最も高く、次いで「農薬・肥料などのコスト低減」、「農作業を行う上での自身の健康のため」、「環境負荷を少なくしたい」の順でそれぞれ3割強程度であった。
- 今後の有機農業の取組面積については、「現状維持」が約7割と最も高く、「拡大したい」「縮小したい」はそれぞれ1割程度であった。

有機農業に取り組む理由（複数回答）



今後の有機農業の取組面積について

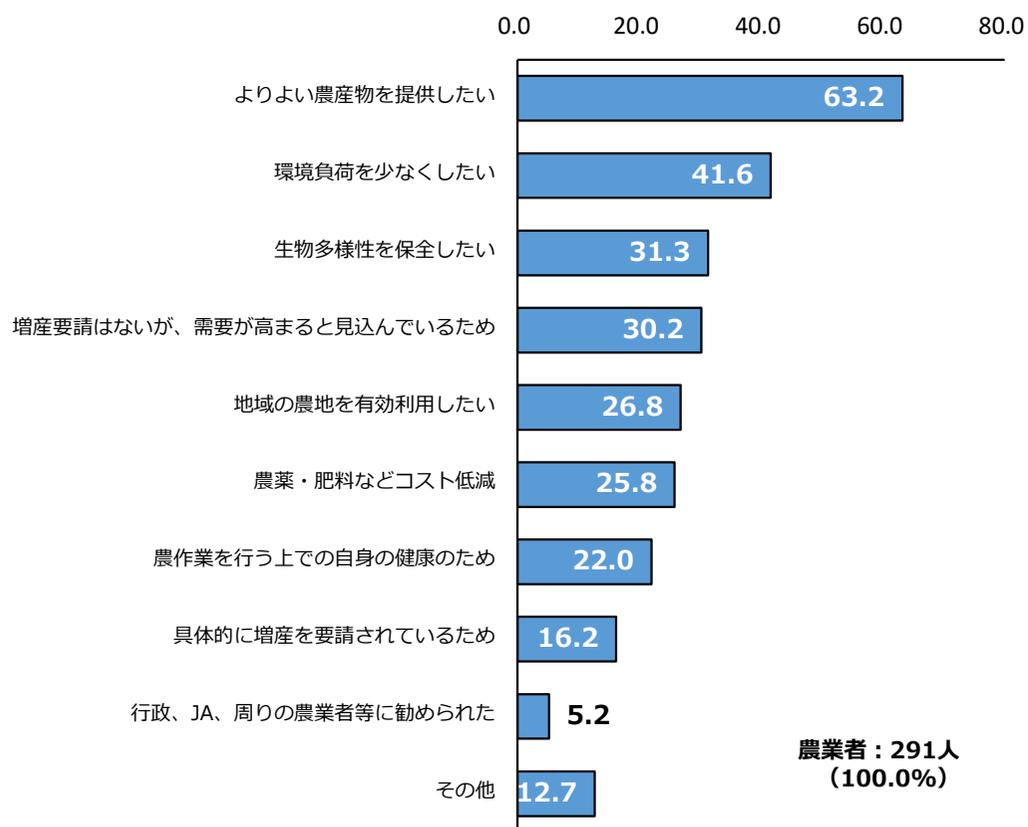


出典：令和3年度 食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査 有機農業等の取組に関する意識・意向調査結果

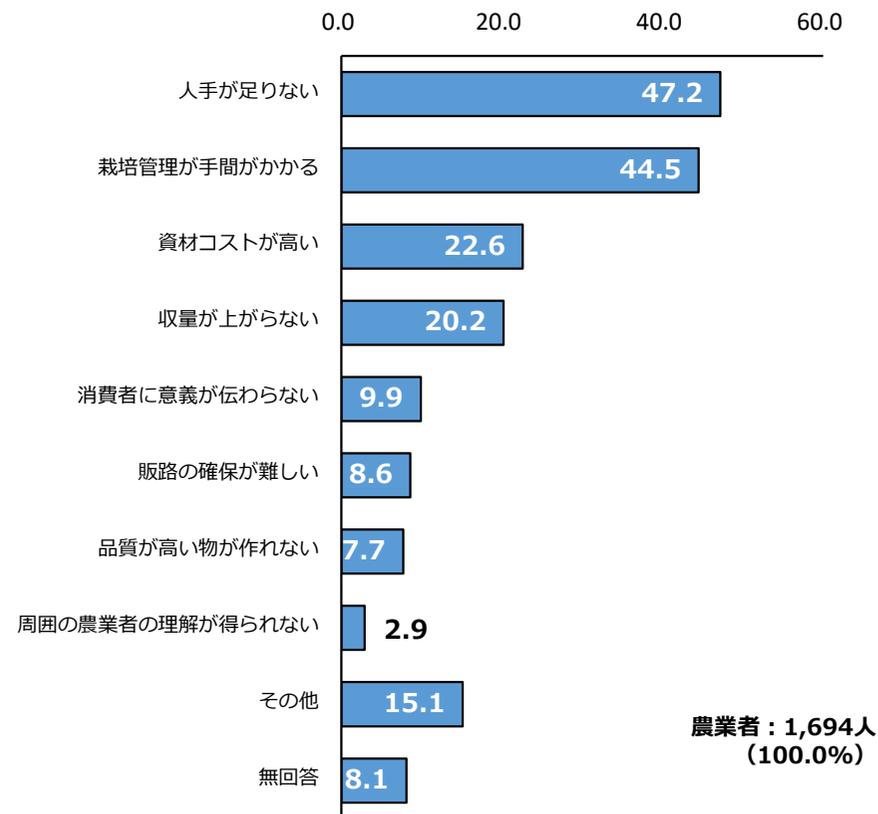
有機農業に取り組む生産者の課題

- 有機農業を行っている者が取組面積を拡大する際の理由は、「より良い農産物を提供したい」が最大で、次いで「環境負荷を少なくしたい」が多く、農産物への付加価値や環境負荷の低減の観点に関する割合が高い。
- 有機農業を行っている者が取組面積を縮小する際の理由は、「人手が足りない」が最大で、次いで「栽培管理や手間がかかる」が多く、販路開拓の課題よりも生産における人手や手間に関する割合が高い。

有機農業の取組面積を拡大したい理由（複数回答）



有機農業の取組面積を縮小したい又は現状維持の理由（複数回答）

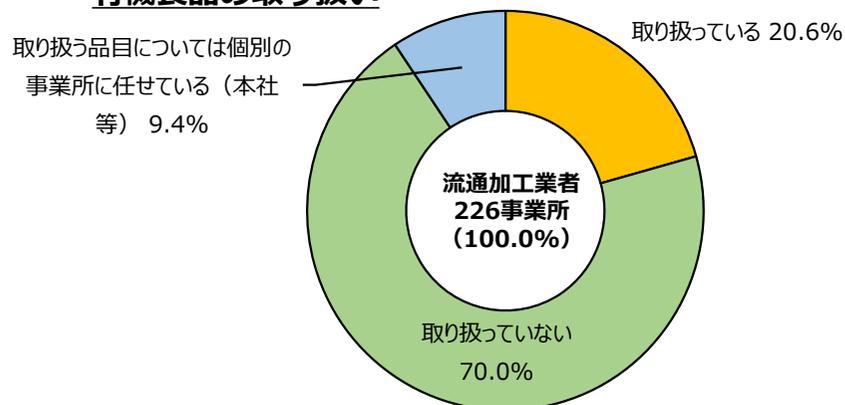


出典：令和3年度 食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査 有機農業等の取組に関する意識・意向調査結果

有機農産物の流通・加工業者の意識

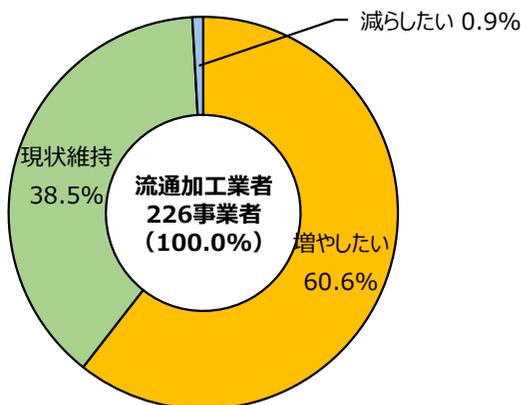
- 農産物を扱う流通加工業者の約2割は、有機農業で生産された農産物を取り扱っている。
- すでに国産有機農産物、国産有機加工品といった国産有機食品を取り扱っている事業所において、今後の国産有機食品の取り扱いについては、「増やしたい」と回答した割合が60.6%で、「現状維持」も含めると99.1%となる。
- 今後の国産有機食品の取り扱い量を増やしたい事業所において、その理由については、「品質がいい」と回答した割合が58.4%と最も高く、次いで「国内農業支持をアピールできる」、「環境への配慮をアピールできる」の順でいずれも50%弱であった。

有機食品の取り扱い



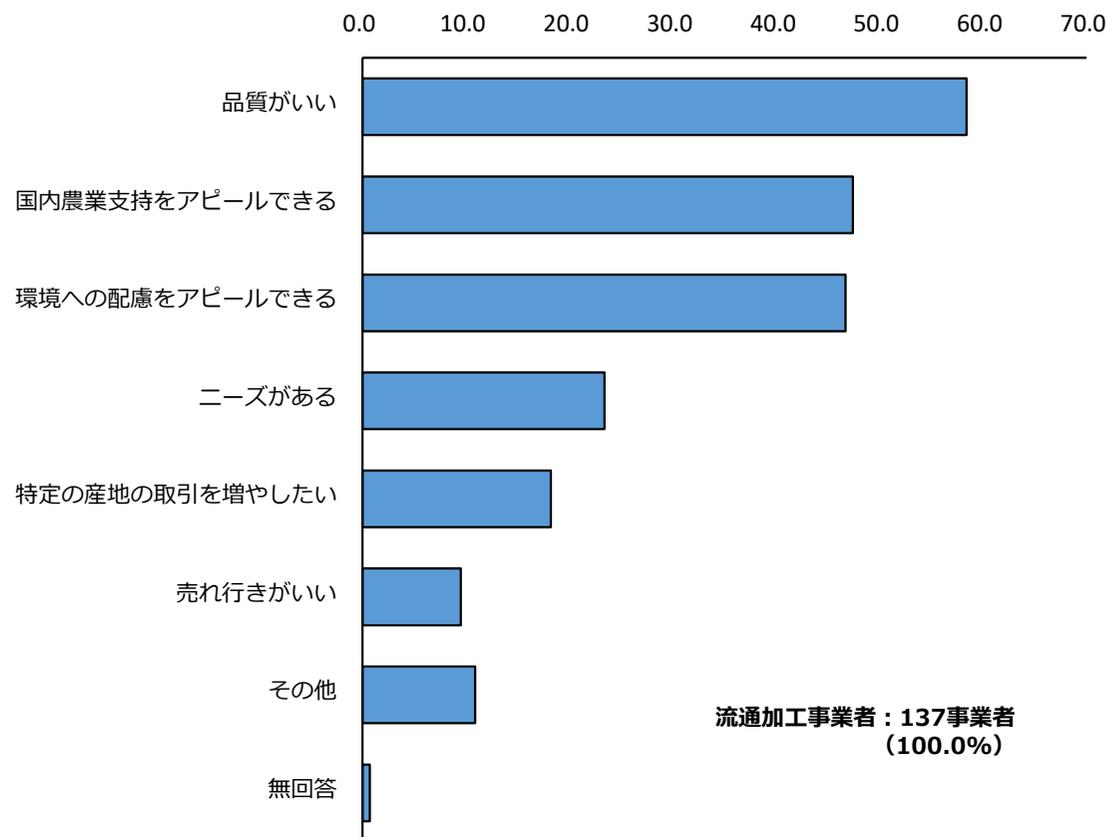
今後の国産有機食品の取り扱い

（国産有機食品を取り扱っている事業者の回答）



国産有機食品の取り扱い量を増やしたい理由（複数回答）

（国産有機食品の取り扱いを増やしたいと回答した事業者の回答）



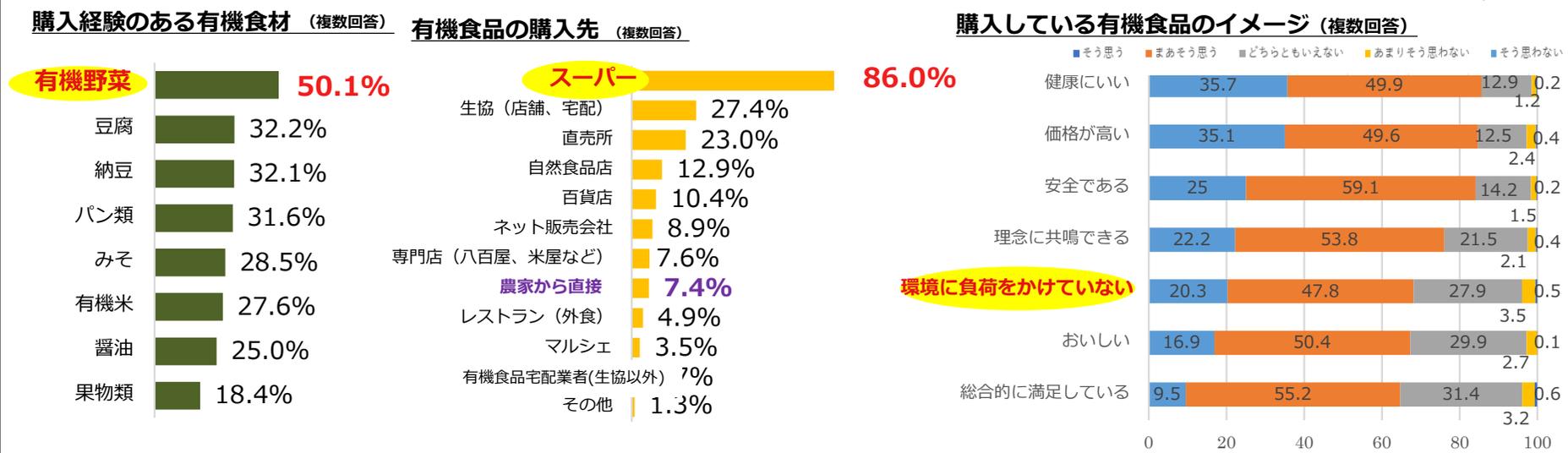
有機農産物の消費の動向

- 消費者の32.6%が、週に1回以上有機食品を利用（購入や外食）しており、約9割が有機やオーガニックという言葉を知っているものの、表示に関する規制の認知度は低い。
- 「週に一度以上有機食品を利用している」者では、
 - (1) 「有機野菜」を購入したことがある者が5割で最大。3割以上が豆腐、納豆、パン類を購入している。
 - (2) 9割弱がスーパーで有機食品を購入しており、農家から直接購入している者は1割弱。
 - (3) 有機農産物に対するイメージは「健康にいい」「価格が高い」「安全である」が主だが、「環境に負担をかけていない」との回答も7割弱。

国内の20歳以上の一般消費者を対象に調査（n=5,000）



週に1回以上有機食品を利用する20歳以上の一般消費者を対象に調査（n=2,820）



出典：農業環境対策課「有機食品の市場規模及び有機農業取組面積の推計手法検討プロジェクト」（令和4年11月）

有機農産物の価格の状況

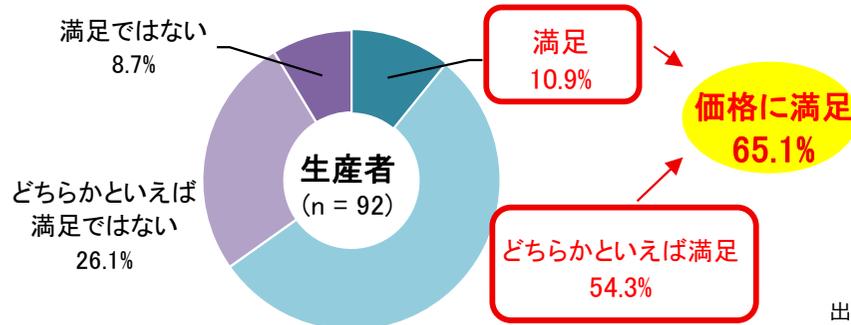
- 有機栽培品（有機JASマークを貼付）は、国産標準品（慣行栽培品全体）より高価格帯で取り引きされており、一定の付加価値が市場に認められている。
- 生産者の約65%は有機農産物等の販売価格について満足している。
- 流通加工業者や消費者では、1割高まででの価格を希望する者が過半。標準品から4～5割高以上の価格での取り扱いを希望する者は1割未満の状況。

有機栽培品と国産標準品の販売価格比較（H28）

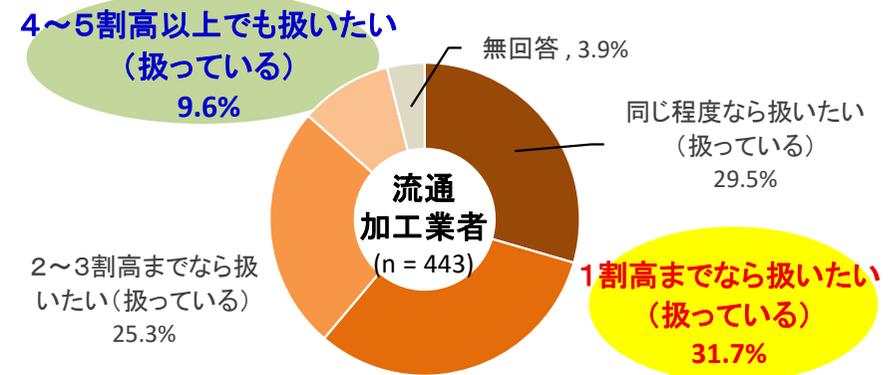
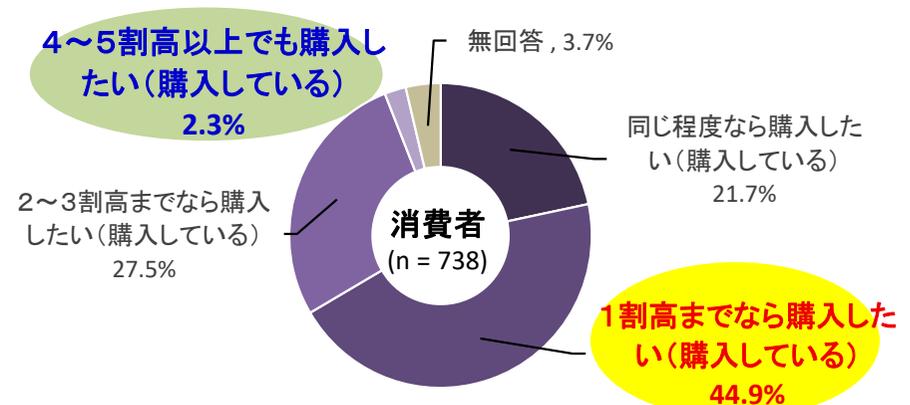
品目	国産標準品 (円/kg)	有機栽培品 (円/kg)	比率(%)
根菜類	だいこん	204	155
	にんじん	394	174
	ばれいしょ	385	147
葉茎菜類	キャベツ	178	163
	ねぎ	669	143
	たまねぎ	296	181
果菜類	トマト	697	155
	ピーマン	959	187

資料：農林水産省大臣官房統計部「平成28年生鮮野菜価格動向調査報告」（平成29年3月）
 注）1. 全国主要都市（21都市）の並列販売店舗における比較である。
 2. 有機栽培品は、有機JASマークを貼付した商品が該当する。

生産者の有機農産物等の販売価格への満足度



流通加工業者と消費者の有機農産物等を購入する場合の価格



出典：H27年度農林水産情報交流ネットワーク事業 全国調査
 「有機農業を含む環境に配慮した農産物に関する意識・意向調査」（平成28年2月）

有機農業の推進に関する法律（平成18年成立）

- 有機農業を推進するため、超党派による議員立法により「有機農業の推進に関する法律」（有機農業推進法）が平成18年12月に成立。
- 同法第6条に基づき、「有機農業の推進に関する基本的な方針」を平成19年に策定（平成26年に改定）し、有機農業者の支援、技術開発、消費者の理解と関心の増進、連携・協力体制の整備等を通じ、有機農業の取組拡大を推進。この状況を踏まえ、令和2年4月に本方針を改定。

有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）

第一条 目的

この法律は、有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、**有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とする。**

第二条 定義

この法律において、「**有機農業**」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

第四条 国及び地方公共団体の責務（概要）

国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（以下略）

第六条

農林水産大臣は、有機農業の推進に関する基本的な方針を定めるものとする。

（以下略）

基本方針において定める事項

1. 有機農業の推進に関する基本的な事項
2. 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項
3. 有機農業の推進に関する施策に関する事項
4. その他有機農業の推進に関し必要な事項

第七条

都道府県は、基本方針に即し、有機農業の推進に関する施策についての計画（推進計画）を定めるよう努めなければならない。

（以下略）

国（基本方針）



都道府県（推進計画）

有機農業の推進に関する基本的な方針（令和2年4月改定）

➤ 新たな方針（令和2年4月30日公表）では、有機農業に係る人材育成、産地づくり、販売機会の多様化、消費者の理解の増進、技術開発・調査等を通じ、有機農業の取組拡大を推進。

基本的な事項

- 有機農業の取組拡大は、以下のような特徴から農業施策の推進に貢献。
 - 農業の**自然循環機能を大きく増進**し、農業生産に由来する**環境への負荷を低減**、さらに**生物多様性保全や地球温暖化防止等**に高い効果を示すなど農業施策全体及び農村における**SDGsの達成に貢献**。
 - 国内外での需要の拡大に対し国産による安定供給を図ることが、**需要に応じた生産供給や輸出拡大推進に貢献**。
- 有機農業の拡大に向け、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、以下の取組を推進。
 - **有機農業の生産拡大**：有機農業者の**人材育成、産地づくり**を推進。
 - 有機食品の**国産シェア拡大**：**販売機会の多様化、消費者の理解の増進**を推進。

推進及び普及の目標

- 10年後（2030年）の国内外の有機食品の需要拡大を以下のように**見通し**。
 - <国内の有機食品の需要>
1,300億円（2009）→ 1,850億円（2017）→ **3,280億円（2030）**
 - <有機食品の輸出額>
17.5億円（2017）→ **210億円（2030）**
- この需要に対応し、**生産および消費の目標**として、以下を設定。
 - 【有機農業の取組面積】
23.5千ha（2017）→ **63千ha（2030）**
 - 【有機農業者数】
11.8千人（2009）→ **36千人（2030）**
 - 【有機食品の国産シェア】
60%（2017）→ **84%（2030）**
 - 【週1回以上有機食品を利用する消費者の割合】
17.5%（2017）→ **25%（2030）**

推進に関する施策

- 有機農業をSDGsへ貢献するものとして推進し、その特徴を消費者に訴求していくため、**人材育成、産地づくり、販売機会の多様化、消費者の理解の増進**に関しては、**国際水準以上の有機農業の取組を推進**。
- 調査や技術開発等は、**国際水準に限らず幅広く推進**。

※青太字は今次基本方針にて追加された施策

➤ **人材育成**：就農相談、共同利用施設整備、技術実証、**土壌診断DB構築、指導員の育成・現地指導等**

➤ **産地づくり**：拠点の育成、**有機農業に適した農地の確保・団地化、地方公共団体のネットワーク構築等**

➤ **販売機会の多様化**：多様な業界との連携、**物流の合理化、加工需要の拡大、有機認証取得時の負担軽減等**

➤ **消費者の理解の増進**：表示制度等の普及啓発、食育等との連携、**小売事業者等と連携した国産需要喚起等**

➤ **技術開発・調査**：**雑草対策、育種等**、地域に適した技術体系の確立、各種調査の実施と**わかりやすい情報発信等**

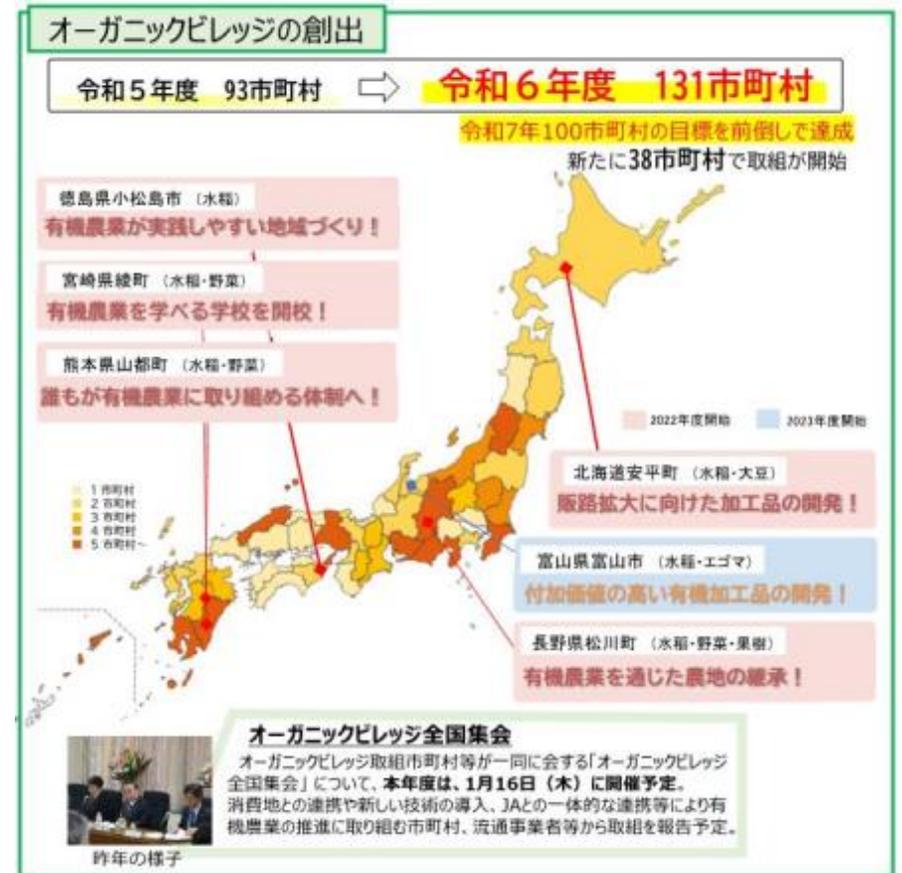
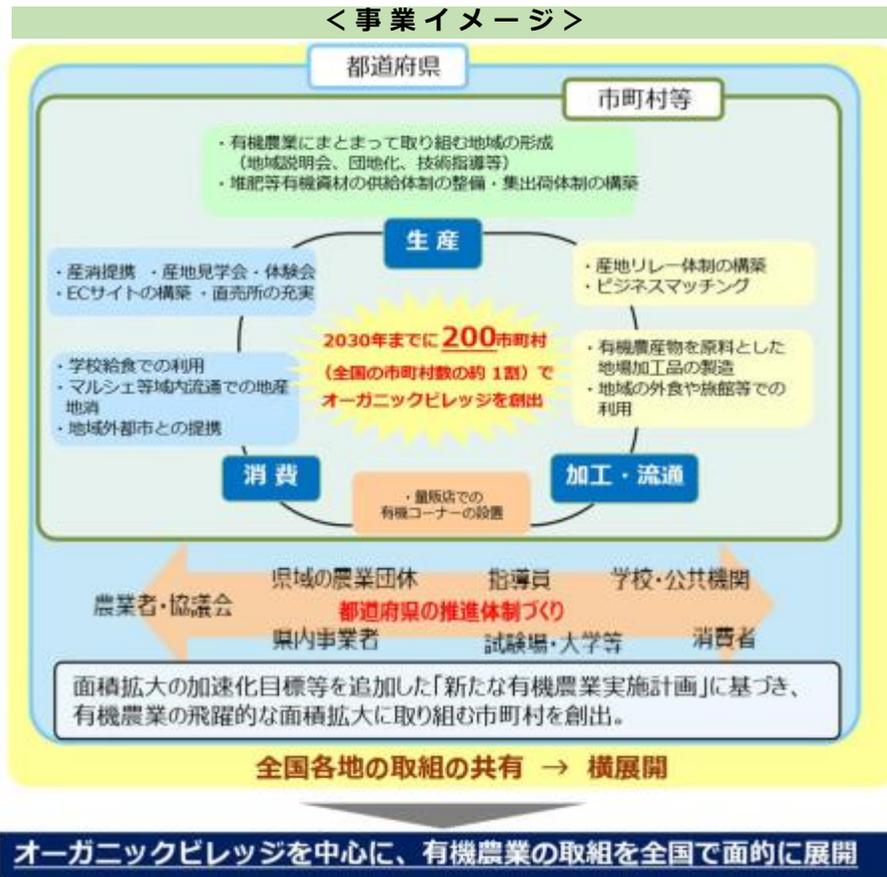
中間評価及び見直し

- 10年後（**2030年**）を**目標年度**としつつ、達成状況を随時確認し、**5年後を目途に中間評価を行い見直しを検討**。

“オーガニックビレッジ”宣言！ ～有機農業に地域ぐるみで取り組む市町村～

オーガニックビレッジとは、有機農業の生産から消費まで一貫し、**農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進める市町村**のことです。

農林水産省では、みどりの食料システム戦略を踏まえ、このような先進的なモデル地区の創出に取り組む市町村の支援（みどりの食料システム戦略推進交付金）に取り組んでおり、**2030年までに全国200市町村で「オーガニックビレッジ」を創出すること**としています。



有機農業産地づくり推進事業 ～オーガニックビレッジ実施地区～

○有機農業の面積拡大に向けて、地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫して取り組む『オーガニックビレッジ』を2025年までに100市町村、2030年までに200市町村創出することを目標に、全国各地での産地づくりを推進。

○令和3年度補正予算からみどりの食料システム戦略推進総合対策により支援を開始し、現時点で45道府県131市町村で取組開始。

都道府県	市町村
北海道	② (安平町、旭川市)
青森県	② (黒石市、五戸町)
岩手県	② (花巻市、一関市)
宮城県	④ (登米市、栗原市、大崎市、加美町)
秋田県	① (大潟村)
山形県	⑦ (米沢市、鶴岡市、新庄市、川西町、山形市、酒田市、高島町)
福島県	② (二本松市、喜多方市)
茨城県	④ (常陸大宮市、石岡市、笠間市、かすみがうら市)
栃木県	④ (小山市、市貝町、塩谷町、栃木市)
群馬県	③ (甘楽町、高山村、みなかみ町)
埼玉県	② (小川町、所沢市)
千葉県	⑥ (木更津市、佐倉市、神崎町、成田市、いすみ市、多古町)
神奈川県	② (相模原市、小田原市)
山梨県	① (北杜市)
長野県	⑥ (辰野町、松川町、飯田市、飯綱町、伊那市、佐久市)
静岡県	⑦ (掛川市、藤枝市、川根本町、静岡市、富士宮市、伊豆の国市、島田市)
新潟県	④ (佐渡市、新発田市、五泉市、阿賀野市)
富山県	② (南砺市、富山市)
石川県	② (珠洲市、羽咋市)
福井県	① (越前市)
岐阜県	② (白川町、飛騨市)
愛知県	⑥ (東郷町、南知多町、岡崎市、大府市、美浜町、武豊町)

都道府県	市町村
三重県	③ (尾鷲市、名張市、伊賀市)
滋賀県	③ (甲賀市、近江八幡市、日野町)
京都府	② (亀岡市、京丹後市)
大阪府	② (堺市、泉大津市)
兵庫県	⑨ (豊岡市、丹波篠山市、養父市、丹波市、淡路市、神戸市、朝来市、加東市、上郡町)
奈良県	③ (宇陀市、天理市、山添村)
和歌山県	① (かつらぎ町)
鳥取県	① (日南町)
島根県	⑤ (浜田市、大田市、邑南町、吉賀町、江津市)
岡山県	① (和気町)
広島県	① (神石高原町)
山口県	① (長門市)
徳島県	② (小松島市、海陽町)
香川県	① (三豊市)
愛媛県	① (今治市)
高知県	① (馬路村)
福岡県	② (うきは市、篠栗町)
佐賀県	② (上峰町・みやき町)
長崎県	② (南島原市、雲仙市)
熊本県	③ (南阿蘇村、山都町、菊池市)
大分県	③ (佐伯市、臼杵市、豊後高田市)
宮崎県	⑤ (綾町、高鍋町・木城町、えびの市、宮崎市)
鹿児島県	⑤ (南さつま市、湧水町、南種子町、徳之島町、姪良市)

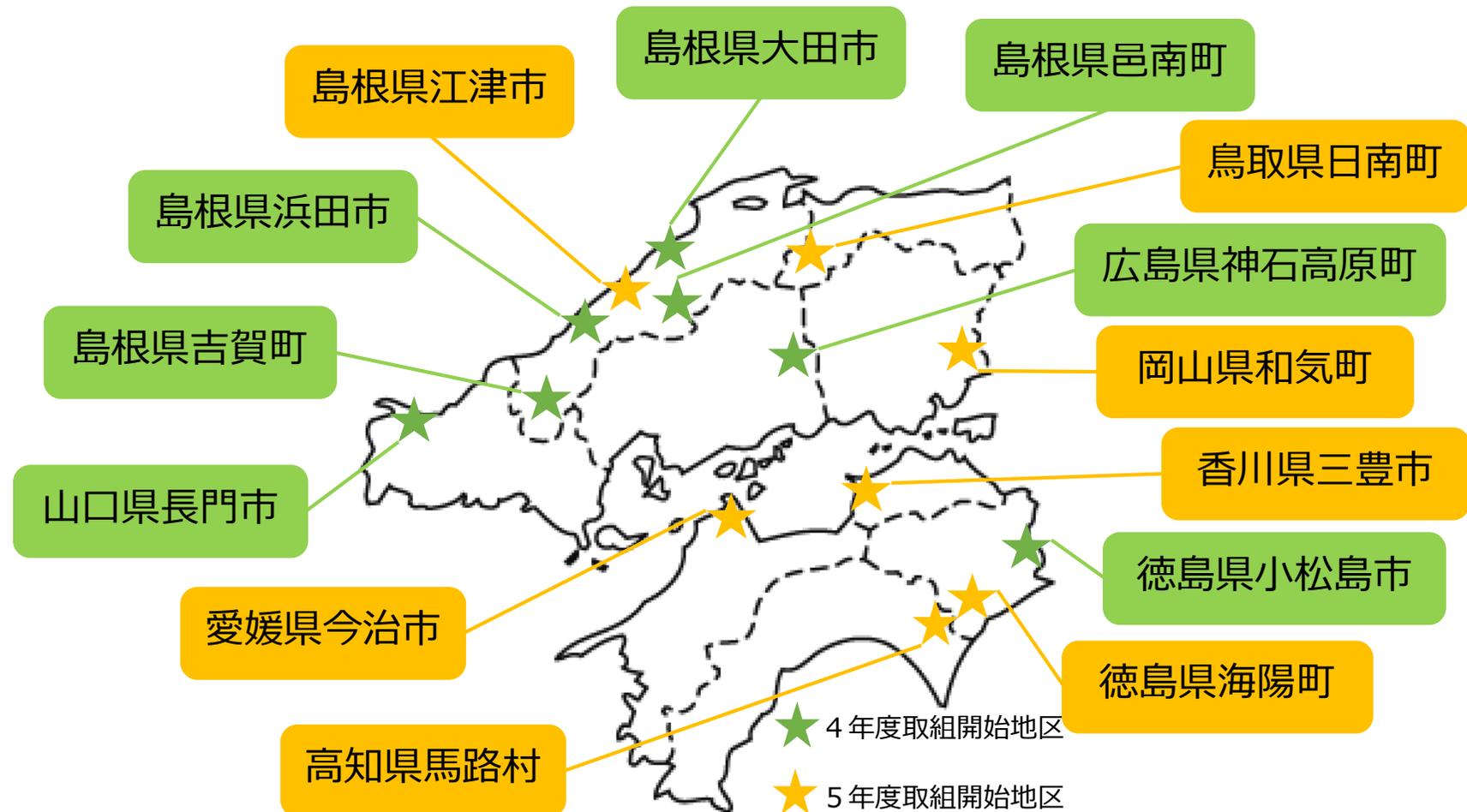
中国四国管内では、
9県14市町村で実施

※公表の許可があった市町村のみ掲載 ※R6新規は下線

中国四国地域のオーガニックビレッジ

- みどりの食料システム戦略推進交付金により支援を実施し、中国四国地域では令和4年度に4県7市町村、令和5年度に7県7市町村が交付金事業を実施し、「オーガニックビレッジ宣言」を行った。

○オーガニックビレッジ宣言を行った市町村（令和4、5年度事業実施地区）



オーガニックビレッジの取組事例【高知県馬路村】

実施体制

馬路村、馬路村農業協同組合、馬路農協ゆず部会、馬路村農業委員会、高知県安芸農業振興センター、高知県安芸地域産業振興推進本部、馬路村教育委員会、コミュニティセンターうまじ(馬路温泉)

面積情報

有機農業取組面積:52ha 耕地面積に占める割合: 81.3% (令和3年度末時点)

1. 成果目標

有機農業の取組面積の拡大(ゆず) R4年度39 ha → R10年度40 ha
有機農業に取り組む農業者数の増加R4年度93 経営体 → R10年度103 経営体

2. 有機農業を拡大していく上での課題

生産者の労働力軽減、収入増加、新規農業者の参入が課題であり、対応策として商品の国内外の販路拡大が必要である。

拡大をはばむ雑草の紹介

・樹園地ごとに違いがあるがイネ科、ブタクサ科が多い(6月～10月)

【対策】

刈払機による除草



▲刈払機による除草の様子

3. 課題に対する取組のポイント・成果

- ・有機農業について雑誌を使いPRを行う
- ・商品の販路拡大を目指し、シンガポールでのイベントへ参加
- ・消費者のニーズをとらえた商品開発に取り組む

【取組による定量的な成果】

給食導入回数R4:0回 → R5:1回

ポイントとなる技術

シンガポールでのイベントへ参加し商談を実施、ゆず皮残渣等によるたい肥を作成し各農家へ無償で配布



▲シンガポールでのイベントの様子



▲有機肥料により肥えた土

4. 主な取組内容

①生産

- ・土壌診断に基づく適正施肥の実施。・馬路村農協が地域内で出たゆず皮残渣やゆず剪定枝を用い、たい肥を作成し農家に配付。・カミキリムシ対策に生物農薬の推進と補助を行っている。

②加工・流通

- ・シンガポールでのイベント参加によるPR。・新商品開発への取組。

③消費

- ・学校給食に馬路村産のゆずを使用した給食ゼリーを導入。・有機農業の取組等について、冊子掲載等の広報。



▲馬路村農協「ゆずの森加工場」で有機農業の取組について掲示

オーガニックビレッジの創出拡大 オーガニックビレッジの取組事例

有機農業の拡大に向けて、スマート技術の導入や学校給食での利用など、地域に即した多様な取組が展開。

中国・四国

11 鳥取県日南町 (水稲・野菜)

Ohaから有機農業の産地化に挑戦!

中山間地域のモデルとなる持続可能な産地形成を目指す。農機メーカーと連携したスマート農機(水田除草機等)の導入や販路拡大による農業所得の向上を目指す。

北陸

6 富山県富山市 (水稲・エゴマ)

付加価値の高い有機加工品の開発!

地域特産物のエゴマの有機栽培への転換や有機エゴマ油の開発、アイガモロボット導入による生産拡大、有機日本酒の製造等に取り組み。

福井県越前市 (水稲)

スマート農業を活用した大規模化!

データに基づく有機栽培技術の実践や除草作業を中心とした省力化機械(水田除草機)の導入等により、地域全体で有機農業に取り組みやすい体制を整備し、大幅な面積拡大を目指す。

北海道

1 北海道安平町 (水稲・大豆)

販路拡大に向けた加工品の開発!

有機農産物を使用した加工品の商品開発を行い、新たな販路拡大につなげるとともに、学校給食での利用に取り組み。

東北

2 山形県川西町 (水稲・大豆)

有機農業に参入しやすい環境づくり!

有機栽培における太陽熱土壌消毒の導入など作業効率化に向けた技術の導入や枝豆・紅大豆などの新たな栽培品目の追加のほか、紅大豆を活用した新たな商品開発などに取り組み。

九州

12 山口県長門市 (野菜)

有機ブロッコリーの生産・消費拡大!

周年を通じた育苗体制の整備や3シーズン(夏期・秋期・冬期)に対応した品種や管理技術の確立を進めることで面積拡大を図るとともに、学校給食での利用に向けた献立開発、食育などに取り組み。

徳島県小松島市 (水稲)

有機農業が実践しやすい地域づくり!

次世代有機農業技術者育成研修を行う有機農業サポートセンターにおける有機栽培への転換や新規就農に取り組む農業者への技術面でのサポートに加えて、学校給食の利用による販路確保や有機米のブランド化による付加価値向上に取り組み。

関東甲信・静岡

3 茨城県常陸大宮市 (水稲・野菜)

ほ場の団地化による効率的な生産!

特定区域の設定地区で、有機水稲・野菜の大規模なほ場団地化を進めるとともに、有機野菜・米粉を使用した加工品や学校給食に導入する米粉パンの開発などに取り組み。

群馬県甘楽町 (水稲・野菜・果樹)

甘楽町有機農業サポーターの取組!

学校給食の利用拡大の他、新規就農者への研修体制や繁忙期の労働力の確保などのサポート体制を構築するとともに、地域内の遊休農地を活用した有機オーリーブ等の生産拡大に取り組み。

東海

8 三重県尾鷲市 (果樹)

有機果樹の生産拡大に取り組む!

地域特産の甘夏や地域で生産されていない新たな果樹について、収量や品質の向上に向けた栽培技術を確立し、農業者の所得向上につなげるとともに、学校給食での利用や有機農業サミットの開催等を通じて地域一体となった取組を展開。

長野県松川町 (水稲・野菜・果樹)

有機農業を通じた農地の継承!

遊休農地を活用し生産した有機米や有機野菜の給食での利用拡大、有機の土づくりによるりんごやなしの試験栽培等を行い次世代への農地継承に取り組み。

近畿

9 大阪府堺市 (水稲)

地域資源を活用した都市農業の挑戦!

地域資源である市内畜産農家の牛糞堆肥を地域内で活用促進することで、化学肥料を低減し、環境負荷を軽減した農業への転換を促進させ、堺産農産物「堺のめぐみ」などブランド力強化等に取り組み。

兵庫県豊岡市 (水稲)

新たなコウノトリ育む農家への進化!

イオン水発生装置など新たな除草技術の導入実証を行うとともに、現行農法の再検証を行い、新たなコウノトリ育む農法米の普及を検討するほか、学校給食での利用拡大に取り組み。

九州: 14 熊本県山都町 (水稲・野菜)

誰もが有機農業に取り組みやすい体制へ!

山都町有機農業サポートセンターを設置し、技術指導から有機JASの取得、販路確保まで有機農業を総合的に支援を行う体制を整備し、新たな人材育成に取り組み。

15 宮崎県綾町 (水稲・野菜)

有機農業を学べる学校を開校!

栽培技術から経営まで学べる「綾オーガニックスクール」を創設し新規就農者の受入体制を整備するとともに、ラジコン除草機の導入による省力化、学校給食の導入に向けた仕組みの検討などに取り組み。

16 鹿児島県南種子町 (水稲・野菜)

生産の効率化による有機農業の拡大!

遊休農地を利用した有機農業の拡大、スマート農機の導入による生産の効率化、学校給食における有機米や有機野菜の利用拡大に取り組み。

1 市町村
2 市町村
3 市町村
4 市町村
5 市町村

● : R4年度から開始 ● : R5年度から開始

給食・加工: 有機農産物の給食・加工品の商品開発・販売
面積: 10 ha以上の面積拡大が目標
スマート: スマート農機の利用や省力化機械の導入
人材育成: 学べる環境を整備

各オーガニックビレッジの取組はこちら→

※ 記載内容は計画段階の取組を含む

学校給食における有機農産物等の活用に取り組む市町村の状況

- ▶ 令和4年度末時点で193市町村が学校給食で有機食品を利用しており、令和3年度末から56市町村増加。
- ▶ 令和4年度以降、オーガニックビレッジの取組を開始した129市町村のうち、約9割の117市町村において学校給食に関する取組を実施するなど、各地で有機農産物の活用の取組が拡大。

学校給食での有機食品を利用している市町村数
(令和2年度～4年度)



出典：農業環境対策課「令和2年度、令和3年度、令和4年度における有機農業の推進状況調査（市町村対象）」

オーガニックビレッジ取組市町村における
学校給食に関する取組状況

※計画ベースの取組を含む



- 学校給食で有機食品を利用している又は学校給食に関する取組に関する計画がある
- 学校給食で有機食品を利用しておらず、学校給食に関する取組に関する計画がない

【取組市町村における主な品目】

- ・ コメ（38市町村）
- ・ 野菜（51市町村）
- ・ 果物（4市町村）
- ・ 豆類（4市町村）
- ・ お茶（1市町村）

129市町村のうち既に学校給食で有機食品を利用している70市町村への聞き取り結果※²を集計

※ 農業環境対策課「令和4年度における有機農業の推進状況調査（市町村対象）」

日本型直接支払のうち 環境保全型農業直接支払交付金

【令和7年度予算概算決定額 2,804 (2,641) 百万円】

<対策のポイント>

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動**を支援します。第3期対策（令和7年度）から、支援対象取組等を一部見直し、有機農業の移行期への重点支援や、水田からのメタン排出を抑制するための仕組みの導入などを行います。

<事業目標>

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

※ 令和9年度を目標に創設する新たな環境直接支払交付金の検討の中で、本事業を見直し、みどりの食料システム法認定農業者による先進的な環境負荷低減の取組を支援することを検討します。

<事業の内容>

1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,686 (2,550) 百万円

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の要件
 - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
 - イ 環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと
 - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと
- ③ 支援対象活動

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動
- ④ 取組拡大加算

有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 118 (91) 百万円

都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【支援対象取組・交付単価】

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

全国共通取組 国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組		取組内容	交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外 ^{注1}	国際水準の有機農業を実施する移行期の取組 (有機JAS認証取得を求めるものではありません。)	14,000
	そば等雑穀、飼料作物		3,000
堆肥の施用 ^{注2}		主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を農地へ施用（0.5t（水稻）又は1t（水稻以外）/10a以上）する取組	3,600
緑肥の施用 ^{注2}		カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施する取組	5,000
総合防除 ^{注2}	そば等雑穀、飼料作物以外	IPM実践指標の6割以上を達成するとともに、畦畔機械除草や 交信攪乱剤の利用等の活動を実施する取組	4,000
	そば等雑穀、飼料作物		2,000
炭の投入		炭を農地へ施用（50kg又は500L/10a以上）する取組	5,000

注1）このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合（土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを実施する場合）に限り、2,000円を加算。

注2）主作物が水稻の場合、長期中干しや秋耕等のメタン排出削減対策をセットで実施。

地域特認取組 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、**地域を限定した取組** ※交付単価は、都道府県が設定します。
※全国共通取組や多面的機能支払での支援対象となっていない取組が対象

【取組拡大加算】

有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援（交付単価：4,000円/10a）

※本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】農産局農業環境対策課 (03-6744-0499) 24

有機農業拠点創出・拡大加速化事業

【令和7年度予算概算決定額 612 (650) 百万円の内数】
【令和6年度補正予算額 3,828 百万円の内数】

<対策のポイント>

地域ぐるみの有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく**特定区域の設定等**に向けて取り組む地域に対し、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や体制づくり、産地と消費地が連携した消費拡大の取組等への支援により、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出します。あわせて、有機農業の拡大を加速化するため、有機農業を広く県域で指導できる環境整備に向けた取組を支援します。

<政策目標>

有機農業の面積 (6.3万ha [令和12年])

<事業の内容>

有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく**特定区域の設定等**に向けて取り組む地域を支援します。あわせて、有機農業を広く県域で指導できる環境整備に向けた取組を支援します。

1. 有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）づくりの推進

生産から消費まで一貫して有機農業を推進する地域ぐるみの取組を推進するため、試行的な取組を通じた**有機農業実施計画の策定**を支援するとともに、同計画に基づく**産地づくり**に向けた**定着・普及に必要な取組**や**産地と消費地が連携した消費拡大の取組**を支援します。また、**有機農業の大幅な面積拡大**に向けて、高能率作業機械や大ロット輸送システムの導入など生産から消費の取組を行う取組を支援します。

※以下の場合に優先的に採択します。

- ・事業実施主体の構成員が「みどり認定」等を受けている場合
- ・事業実施地域内の有機農業の取組が、**地域計画**に位置付けられている場合
- ・事業実施計画において**フラッグシップ輸出産地**と同一の対象地域・対象品目に関する取組が位置付けられている場合 等

2. 有機農業の拡大加速化の推進

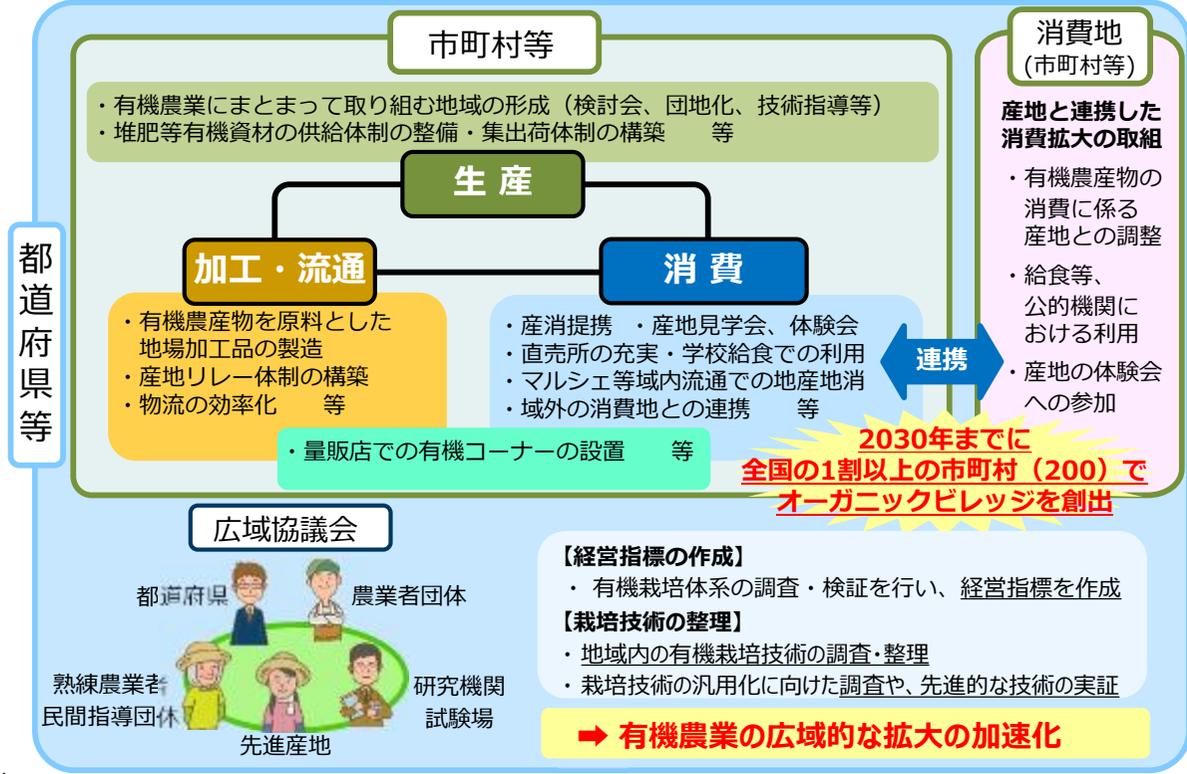
広く県域で取組を行う協議会等による、**有機農業に係る経営指標の作成**に向けた**調査・検討**、**有機栽培技術の調査・分析・実証**及びこれらに基づく「**経営・技術指導マニュアル**」の作成や有機農業の広域指導に向けた計画の策定を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

- 有機農業を推進するため、**特定区域の設定等**に向けて取り組む地域を支援。
- あわせて、有機農業を**広く県域で指導できる環境整備**に向けた取組を支援。



オーガニックビレッジを拠点として、有機農業の取組を広域に展開

有機農業の拡大加速化の推進

都道府県域で取組を行う協議会等による、有機農業に係る経営指標の作成に向けた調査・検討、有機栽培技術の調査・分析・実証及びこれらに基づく「経営・技術指導マニュアル」の作成や有機農業の広域指導に向けた計画の策定を支援します。

< 事業の内容 >

1. 事業実施主体

実施主体：広域の協議会(都道府県の参加が必須)等
参画構成員：都道府県、市町村、農業者団体、熟練有機農業者、民間指導団体、試験研究機関 等

2. 支援内容

有機農業に係る経営指標の作成に向けた調査・検討、有機栽培技術の調査・分析・実証及びこれらに基づく「経営・技術指導マニュアル」の作成や有機農業の広域指導に向けた計画の策定に要する経費を支援。

- ① 有機農業の栽培体系に係る経営指標の作成に向けた調査・検証
- ② 地域内の有機栽培技術の調査・分析、栽培技術の汎用化に向けた不足データの収集・先進的な技術の実証
- ③ ①及び②に基づく、「経営・技術指導マニュアル」の作成
- ④ ③のマニュアルを活用した、有機農業の指導に係る計画の策定

【支援期間:最大2年、補助率:定額、上限:2千万円(初年度)】

3. 事業要件

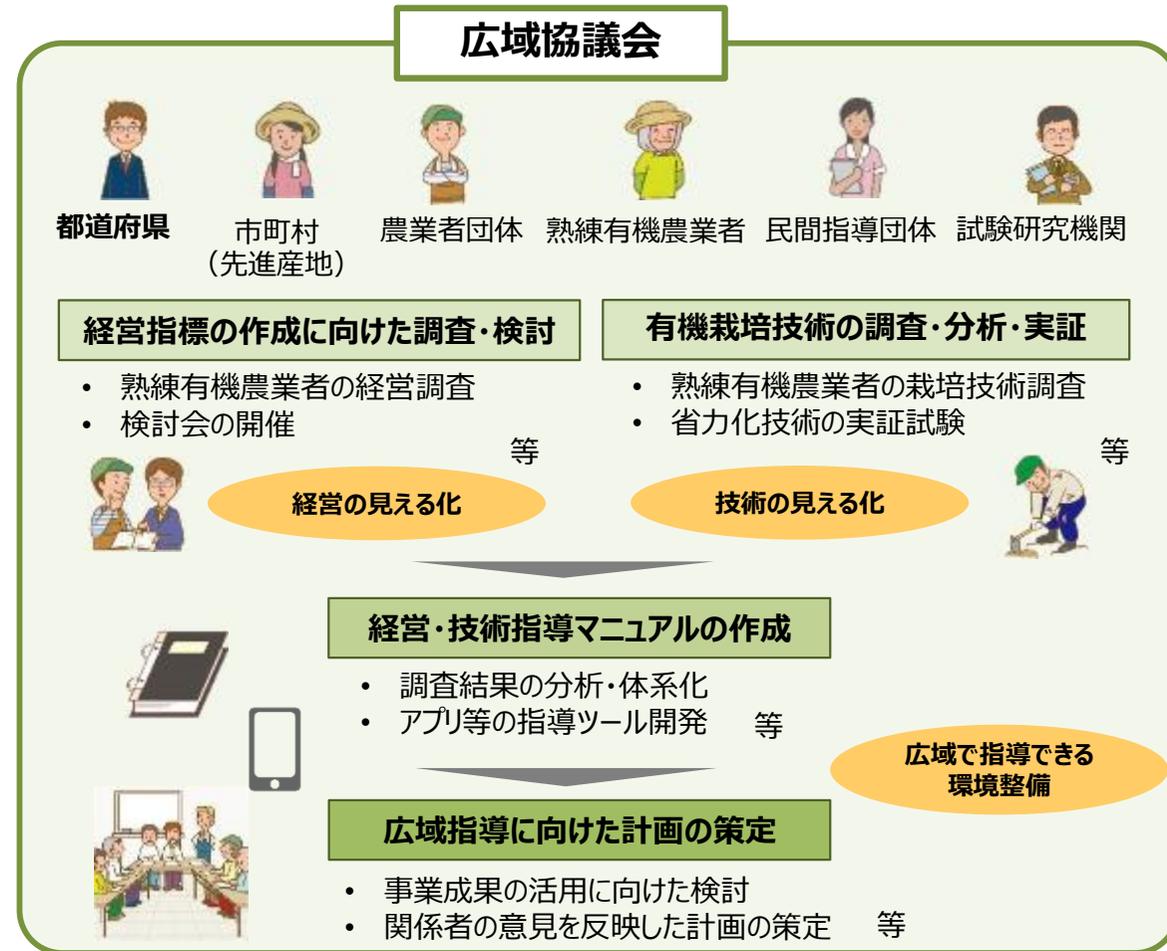
- ・都道府県域以上を対象とした取組であること。
- ・域内の代表的な有機栽培体系1つ以上について、経営指標を作成のうえ、域内各地域に適用可能な経営・技術指導マニュアルを作成すること。
- ・域内の普及指導員等による、事業成果(経営・技術指導マニュアル)の普及の計画を策定すること。

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >

有機農業を広く県域で指導できる環境整備に向けた取組を支援。



有機農業の広域的な拡大の加速化

＜対策のポイント＞

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、**新たに有機農業を開始する**農業者に対して支援します。

＜政策目標＞

有機農業の面積 (6.3万ha [令和12年])

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 有機農業への転換推進

新たに**有機農業への転換等を実施する**農業者に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった**有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費**について支援します。

① 対象者 : ア 有機農業に取り組む新規就農者
 イ 慣行農業から有機農業への転換に取り組む農業者

② 対象農地 : 慣行農業から有機農業への転換初年度となる農地

③ 単価 : 10aあたり2万円以内
 (本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。)

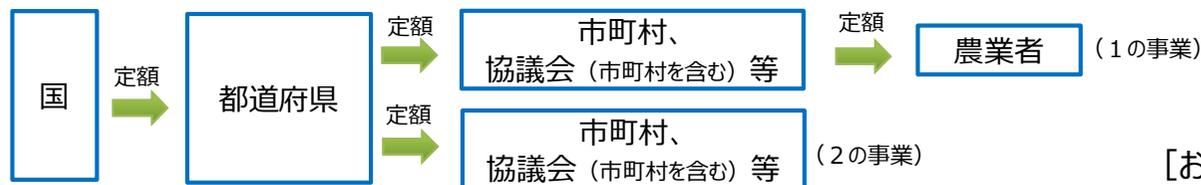
④ 要件 : 将来的に国際水準の有機農業に取り組むこと及び、「みどり認定」を受けている又は受ける予定があること 等

2. 推進事務

都道府県、市町村等による有機転換推進事業の推進を支援します。



＜事業の流れ＞



慣行農業から有機農業への転換

有機農業推進の取組事例集①

各地の取組事例を農林水産省ホームページに掲載

オーガニック
ビレッジ

全国90の市町村の
オーガニックビレッジの取組を掲載

【掲載項目】

- ・主な品目
- ・課題（拡大をはばむ雑草等）
- ・実施体制
- ・取組の成果（導入技術等）
- ・面積情報
- ・主な取組内容のポイント
- ・成果目標



○掲載(オーガニックビレッジのページ)

https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/organic_village.html



拠点
づくり



輸出



有機農業推進の取組事例集②

各地の事例や農法の転換に向けた点検ポイントを農林水産省ホームページに掲載



持続性の高い農業に関する事例集
(減化学肥料・化学農薬編)

産物のポイント

課題となった点

- 特別栽培農産物に取り組み申請書類の作成に労力を要し、それぞれの管理方法や農薬の種類、農薬成分名・成分のカウント方法などを記入しなければならないため、個人で取り組むには難しい内容であった。
- 野菜の良さを売りとするため、核付き出荷に向けた栽培技術が必要であり、部会員による技術の統一を図り、品質をそろえることが課題であった。

解決に至るプロセス及び工夫した点

- 農薬や化学肥料の使用可能な回数・量を選択式で記録できる栽培簿を作成し、個々の農家が自分に合った方法を選択することで、特別栽培に取り組むやすくなった。
- 農協が事務局となり、各農家毎に書籍を集めて申請書類の準備や指導をすることで、申請書類などの事務の煩雑さが軽減され、農家は栽培に集中できた。
- 核付き出荷の統一に向けて、年2回の栽培講習会を実施し、栽培技術の習得と高位平準化を図っている。

ポイント・メッセージ

高品質生産を行うためには、やむを得ず農薬や化学肥料を使わなければならない時があるため、現状では有機農業のレベルまでは到達していないが、栽培管理の中で、農薬や化学肥料の使用は必要最低限とするよう心がけながら取り組んでいる。



持続性の高い農業に関する事例集
(有機農業編)

産物のポイント

課題となった点

- 団体が発展して出荷者が増加したことで技術・品質の格差が広がり、技術の平準化と品質の維持・向上が課題となった。
- 特別栽培での生産量の増加に伴って、より有利で安定的な販売先の確保が課題となった。
- キウイフルーツ・温州みかんについて、消費者から有機JAS認証農産物のニーズがあった。

解決に至るプロセス・工夫した点

- 品質の維持のための栽培管理技術の平準化
出荷者の増加による品質低下を防ぐため現場にあった栽培管理マニュアルを出荷者とともに作り上げ、効率的な農薬の使用法などの管理技術継承のための巡回検討会を頻りに開催した。また、効果的な施肥のための独自有機配合肥料の開発なども行い品質の維持に努めている。
- 出荷販売拡大のための消費者との交流
手間をかけて生産しても市場出荷ではこれに見合う価格を得ることが難しかったため、特別栽培農産物を志向する消費者へ所見販路を拡大することが特に重要となる。作る人と食べる人のお互いの気持ちも大切に、消費者に現場を体感してもらうための機会となる交流会を毎年、積極的に開催し、安定的な販路を確保している。
- 有機JAS認証までの道のり
キウイフルーツ・温州みかんとも特別栽培農産物を栽培するまでの技術は確立していたが、有機JAS認証に際しさらに高度な栽培技術が必要となるため、巡回検討会等で農薬法対策や生育管理など、細部に巡回検討会を取り進み情報共有しながら栽培技術を伝達していった。特に農薬法対策では、発生消費に基づく管理技術、病害虫の発生しにくい環境作りなどを一つ一つ試行錯誤しながら解決した。

ポイント・メッセージ

食べる人の体にとって良い農産物とは、健康な農産物になります。健康な農産物とは、化成肥料や農薬に頼った農産物ではなく、自然の方で強く逞しく育った農産物です。健康な農産物を栽培することは、食べる人にとっても、地球環境にとっても、そして栽培する生産者にとっても良い、持続可能な農業となります。

ぜひ持続可能な農業に取り組む生産者と、持続可能な農業で育った農産物を購入する消費者が増える社会を皆で目指していきましょう！

お問い合わせ先

- ・ 神奈川有機農業技術センター 星崎地区事務所
- ・ Tel: 0465-83-5111
- ・ ジョイファーム連絡先: <https://www.joyfair-odawara.com/>



より詳しくはこちら
↓



農産物の環境負荷低減の取組の「見える化」

- **みどりの食料システム戦略**に基づき、消費者の選択に資する環境負荷低減の取組の「見える化」を進めます。
- 化学肥料・化学農薬や化石燃料の使用低減、バイオ炭の施用、水田の水管理などの栽培情報を用い、**定量的に温室効果ガスの排出と吸収を算定し、削減への貢献の度合いに応じ星の数で分かりやすく表示**します。
- 米については、**生物多様性保全**の取組の得点に応じて評価し、温室効果ガスの削減貢献と合わせて等級表示できます。
- 農産物等にラベル表示するための基本的な考え方と、算定・表示の手順を整理したガイドラインを策定し、令和6年3月に「見える化」の本格運用を開始しました。(登録番号付与461件 令和6年10月末時点)(販売店舗等632か所 令和6年10月末時点)
- 生産者・事業者に対する算定支援や販売資材の提供を引き続き実施するとともに、「見える化」した農産物が優先的に選択されるよう、各種調達基準への位置づけや消費者の購買意欲を高めるための民間ポイントとの連携を検討します。

詳しくは
農林水産省HPへ



温室効果ガス削減への貢献

栽培情報を用い、生産時の温室効果ガス排出量を試算し、地域の慣行栽培と比較した削減貢献率を算定。

$$100\% - \frac{\text{対象生産者の栽培方法での排出量(品目別)}}{\text{地域の標準的栽培方法での排出量(品目別)}} = \text{削減貢献率(\%)}$$

排出(農薬、肥料、燃料等)
- 吸収(バイオ炭等)

★ : 削減貢献率5%以上
★★ : // 10%以上
★★★ : // 20%以上



見る × 選べる
みえるらべる

生物多様性保全への配慮

※米に限る

<取組一覧>

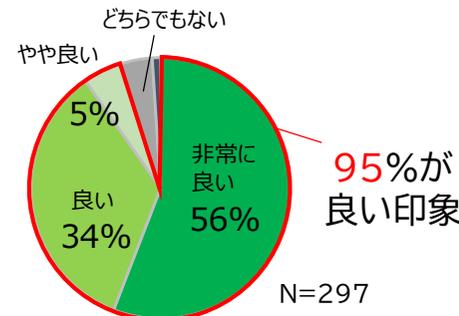
化学農薬・化学肥料の不使用	2点
化学農薬・化学肥料の低減(5割以上10割未満)	1点
冬期湛水	1点
中干し延期または中止	1点
江の設置等	1点
魚類の保護	1点
畦畔管理	1点

★ : 取組の得点1点
★★ : // 2点
★★★ : // 3点以上

消費者へのわかりやすい表示

【令和4年度・令和5年度 実証より】

店舗への印象



取組者からは、

- ・既存の栽培データで簡単に算定ができた
- ・ラベルを付けたことで売上が伸びたとの声。

令和6年3月からの本格運用以降、

- 登録番号付与**461**件
- 販売店舗等**632**か所
(令和6年10月末時点)

対象品目：23品目

米、トマト(露地・施設)、キュウリ(露地・施設)、ミニトマト(施設)、なす(露地・施設)、玉ねぎ、白ねぎ、ほうれん草、白菜、ばれいしょ、かんしょ、キャベツ、レタス、大根、にんじん、アスパラガス、リンゴ、温州みかん(露地・施設)、ぶどう(露地・施設)、日本なし、もも、いちご(施設)、茶

(参考)

令和5年2月公表

農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する高知県基本計画の概要

(令和6年12月公表)

- 全国有数の施設園芸産地において、**IoPデータの活用やIPM技術の普及拡大に取り組むとともに、スマート農林漁業技術の導入加速化**や有機農業の拡大等を通じて、環境負荷の低減を図る。
- **環境負荷低減に取り組むモデル地区（特定区域）**を設定し、地域ぐるみでの取組を推進する。

【作成主体】 高知県及び県内全34市町村

【計画の主な目標】

- ・ 園芸用A重油使用量：R4年比約26%削減（R12）
- ・ IPM技術による防除面積率：R4年比約1.7倍に拡大（R11）
- ・ 有機農業の取組面積：408ha（R4年比約2.8倍）に拡大（R12）等

【取組のポイント】

- ・ データ連携基盤IoPクラウド(SAWACHI)を活用したデータ駆動型農業の推進による省エネ栽培技術の普及
- ・ 施設栽培での保温対策や効率的な加温方法による省エネ対策の普及
- ・ 天敵等を利用したIPM技術の普及

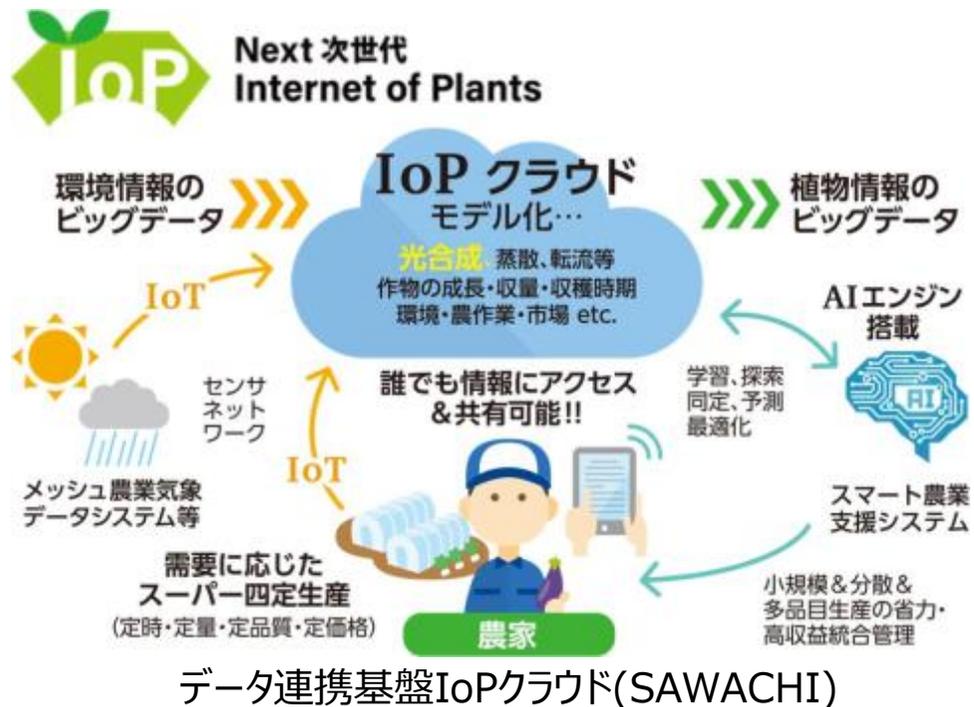
【特定区域の設定】

<馬路村（全域）>

有機ゆず加工品の開発と加工残渣を活用した有機農法の推進による有機ゆず産地の育成

<本山町（全域）>

バイオマス発電施設の廃熱・排ガスの施設園芸への利用によるGHG削減及びペレット堆肥の活用による環境負荷の低減



ヒートポンプの導入等による省エネ対策



天敵を利用したIPM技術の普及

ご清聴ありがとうございました。